

土木工事書類作成マニュアル

添付資料

1. 土木工事書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・添 1－1
2. 施工体制台帳の作成について・・・・・・・・添 2－1
3. 受注者の工事書類保存期間について・・・・添 3－1
4. 建設リサイクルについて・・・・・・・・・・・・添 4－1
5. 土砂の適正処理について・・・・・・・・・・・・添 5－1
6. 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の仕組み・・・・添 6－1
7. 様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添 7－1

注) 添付資料 4 から 6 については建設リサイクル課の所管になります。

○ 土木工事書類一覧

種別	書類名称	書類作成の根拠	対象工事・工種 等	留意事項	提出	提示	チェックリスト	
							発注者	受注者
契約関係書類	現場代理人設置届	・工事請負契約約款(10条) ・工事執行規則(13条)	・全ての工事	-	○			
	主任技術者等設置届 経歴書、資格者証写し、雇用関係の証明書 等	・工事請負契約約款(10条) ・工事執行規則(14条) ・現場説明書(B3(3))			○			
	工程表	・工事執行規則(3条)			○			
	工事前材料検査申請書	・工事執行規則(16条)	・指定材料の品質確認一覧表の材料	・対象材料を一括申請 ・該当材料がない場合も提出	○			
	建設業退職金共済制度 ①建設業退職金共済関係提出書(様式1号) ②証紙購入状況報告書(様式2号) ③証紙貼付実績報告書(様式3号)	・現場説明書(B4)	・請負金額500万円以上の工事	・様式2号は契約締結後1月以内に提出 ・様式1号3号は工事完成時に提出	○			
工事書類(工事着手前)	施工計画	施工計画書	・共通仕様書(1-1-1-4)	・全ての工事	・簡易工事は一部省略可能	○		
		設計図書等との不一致等の確認について(約款第12号様式) 設計図書の照査確認資料	・工事請負契約約款(18条) ・共通仕様書(1-1-1-3)	・全ての工事	・差異がない場合は工事打合簿で提出	○		
		工事測量成果表	・共通仕様書(1-1-1-37)	・全ての工事	・差異がある場合は提出、ない場合は提示	○	○	
		協議チェックシート	・電子納品運用ガイドライン<工事編>	・全ての工事	・施工計画書に添付	○		
		概算数量設計特記仕様書(案)	・概算設計特記仕様書	・特記仕様書添付工事	-	○		
	施工体制	施工体制台帳(本紙) 工事担当技術者台帳 (その他添付資料(ア)1-16頁))	・共通仕様書(1-1-1-10) ・建設業法(24条) ・入契法(15条) ・現場説明書(B3(3)ア)	・下請契約を締結する工事	・下請契約金額に係らず必要	○		
		施工体系図	・建設業法(24条) ・現場説明書(B3(3)ア)	・全ての工事	・下請契約がない場合も「下請契約なし」と記入して提出	○		
	品質管理	使用材料の見本・品質証明資料	・共通仕様書(第2編第2節)	・設計図書に定められた材料	-	○		
		例)生コン配合報告書 AS混合物事前審査認定書 等	・共通仕様書(1-3-3-3) ・共通仕様書(3-2-6-3)	- -	- -	○ ○		
		骨材の現認チェックシート	・レディーミクストコンクリート使用におけるチェック体制強化に関する特記仕様書(第6(1))	・特記仕様書添付工事	-	○		
	その他	VE提案書(契約後VE時)	・契約後VE特記仕様書	・特記仕様書添付工事	-	○		
		コリンズ(CORINS)登録内容確認書	・共通仕様書(1-1-1-5) ・コリンズ(CORINS)への変更登録に関する特記仕様書	・請負金額500万円以上	・契約締結後、変更契約締結後、工事完成後10日以内(土日祝日を除く)に登録し提出 ・請負金額のみ変更する場合は変更登録不要、ただし3,500万円を超えて変更する場合は変更登録を行う。	○		
		官公庁等への手続き等	・共通仕様書(1-1-1-35)	・全ての工事	・許可、承諾等は提示 ・交渉等は事前に連絡、状況を報告	○		
		ディーゼル車の排ガス規制に伴う運行状況確認票	・現場説明書(B5(8)) ・神奈川県生活環境の保全等に関する条例(108条) 「報告を求めることができる」とあり「書面提出」と規定していない。	・ディーゼル車を使用する工事	・車検証のコピー不要	○		
	工事書類(施工中～工事完成時)	施工管理	工事打合簿(約款第2号様式)	・工事請負契約約款(9条) ・工事請負契約約款の運用基準(9条)	・全ての工事	・2部作成し、1部提出	○	
材料検査(確認)願(約款第24号様式)			・工事請負契約約款(13条)	・工事前材料検査申請書に記載した材料	-	○		
段階確認書			・共通仕様書(3-1-1-5)	・段階確認一覧表の工種がある場合	-	○		
確認・立会願			・共通仕様書(3-1-1-5)	・全ての工事	-	○		
休日・夜間作業届			・共通仕様書(1-1-1-36)	・全ての工事	・口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡。ただし現道上の工事については「提出」	○		
安全管理		安全・訓練実施状況報告書	・共通仕様書(1-1-1-26)	・全ての工事	-	○		
		工事事故速報	・共通仕様書(1-1-1-29)	・全ての工事	・直ちに監督員に連絡	-	-	
		工事事故報告書			・監督員が指定する期日までに提出	○		
工程管理		工事履行報告(約款第23号様式)	・工事請負契約約款(11条) ・現場説明書(B6)	・全ての工事	・毎月5日まで提出	○		
		実施工程表		・全ての工事	・原則として提示 ・監督員が必要と認めるときは提出	○	○	
	工事週間工程表		・協議により作成する場合	・毎週末にファックス又は電子メールで送付	-	-		
	工事日報		・全ての工事	・提出不要	-	-		

種別	書類名称	書類作成の根拠	対象工事・工種 等	留意事項	提出	提示	チェックリスト		
							発注者	受注者	
工事書類（施工中～工事完成時）	品質管理	品質管理図表	・施工管理基準書（5(3)）	・管理が必要な工種 ①生コン品質、②AS 舗装品質 ③その他	・管理する測点数に係わらず作成	○			
		コンクリート品質管理表		・該当工種がある場合	・簡易な構造物については監督員との協議により省略可能	○			
		各種試験成績表	・共通仕様書(第2編第2節)	・全ての工事	—	○			
	出来形管理	出来形管理図表	・施工管理基準書（5(2)）	・管理が必要な工種 ①幅員、②基準高、③ 厚さ、④法長、⑤その他	・管理する測点数に係わらず作成	○			
		出来形数量調書	・共通仕様書（3-1-1-6）	・全ての工事	—	○			
		出来形数量計算書	・共通仕様書（3-1-1-6）	・全ての工事	—	○			
		工事完成図（竣工図）	・共通仕様書（3-1-1-8）	・全ての工事	—	○			
		膜厚測定表		・該当工種がある場合	—	○			
		コア厚測定管理図表		・該当工種がある場合	—	○			
		写真管理	工事写真 ①施工状況 ②品質管理状況 ③出来形 ③施工前、完成 等	・共通仕様書（1-1-1-23） ・施工管理基準書（7(1)） ・写真管理基準	・全ての工事	・品質管理・出来形管理写真撮影箇所一覧表による	○		
	その他		骨材の現認チェックシート	・レディーミクストコンクリート使用におけるチェック体制強化に関する特記仕様書（第2(2)）	・特記仕様書添付工事	—	○		
			現場発生品調書	・共通仕様書（1-1-1-17）	・工事により生じた現場発生品がある場合	—	○		
		使用材料の伝票		・全ての工事	—	○			
	建設副産物関係書類	建設副産物	説明書	・現場説明書（B10(1)）	・特定建設資材を使用した以下の工事 ①80m以上の解体工事 ②500㎡以上の新築・増築工事 ③1億円以上のリフォーム等 ④500万円以上の土木工事等	・契約前に提出 ・施工計画書に写しを添付	○		
			解体工事に要する費用等の書面	・現場説明書（B10(2)）		・契約書に添付	○		
再資源化等報告書			・現場説明書（B10(4)）		・再資源化完了後 提出（COBRISに登録した場合は提出不要）	○			
産業廃棄物管理票（マニフェスト）			・共通仕様書（1-1-1-18）	・全ての工事	・コピー提出不要	○			
再生資源利用促進（計画・実施）書 再生資源利用（計画・実施）書			・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書（Ⅱ1(2)、Ⅱ3(1)）	・請負金額100万円以上の工事	・COBRISに登録した場合は、計画書、実施書の代わりに工事着手及び完成時に登録証明書を提出	○			
コンクリート塊等搬入(変更)証明書(8号) コンクリート塊等搬入完了報告書(9号)			・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書（Ⅱ2(6)、Ⅱ3(3)）	・コンクリート塊等を指定工場で搬入する工事	—	○			
建設リサイクル資材利用(変更)計画書(10号) 材料試験成績書 建設リサイクル資材利用報告書(11号)			・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書（Ⅱ1(11)）	・再生骨材等を使用する工事	—	○			
建設発生木材等搬入(変更)証明書(7号) 建設発生木材等搬入完了報告書(8号)			・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書（Ⅱ2(7)、Ⅱ3(4)）	・建設発生木材等を指定施設へ搬入する工事	—	○			
建設発生土			確認届(処分地・仮置場)	・指定処分A特記仕様書（3）	・仮置場を受注者が選定する場合	—	○		
		建設発生土搬出のお知らせ	・指定処分A特記仕様書（5）	・他の市町村へ土砂を100m3以上搬出する場合	・市町村へ提出（写しを監督員に提出）	○			
		計量証明書	・六価クロム溶出試験に関する特記仕様書	・特記仕様書添付工事	—	○			
		土砂搬入・搬出（変更）申込書（第1号様式）	・県土整備局公共建設発生土投入地等取扱要領（3条）	・土砂を搬出する場合	・土砂搬入券購入前提出	○			
		処理計画書 ・処理結果（廃止）報告書	・神奈川県土砂の適正処理に関する条例（4条）	・土砂を500m3以上搬出する工事	・指定処分B又は確認処分の場合は許認可指導課へ提出。指定処分Aの場合は監督員が除外届けを出すので受注者は特に手続き無し。	○			

施工体制台帳の作成について

1 施工体制台帳作成の目的

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、入契法及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、発注者においても受注者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について、的確に施工体制を把握しなければならない。

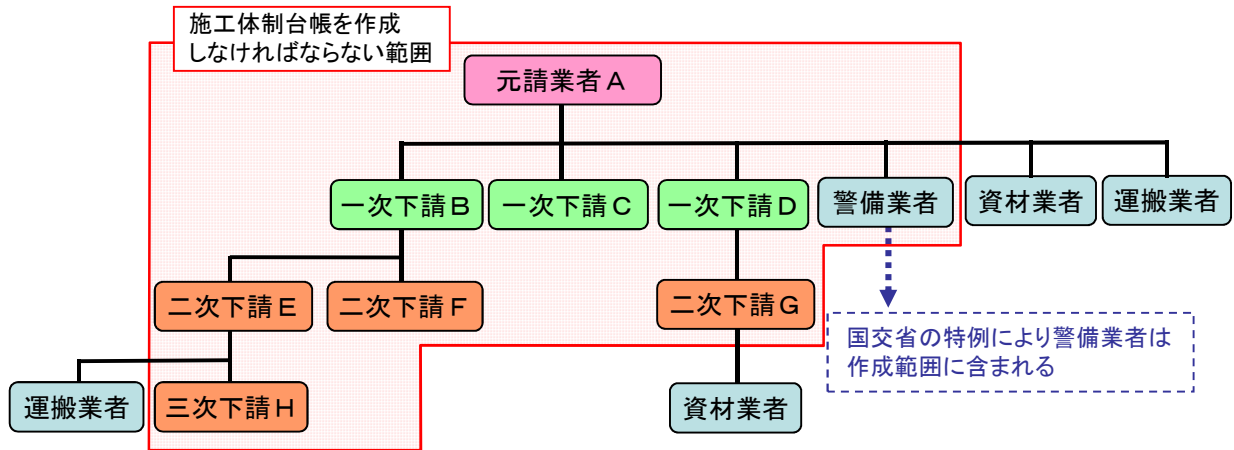
2 施工体制台帳の法的位置づけ

建設業法の一部改正する法律(平成6年法律第63号)により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の適用対象となる公共工事は、発注者へその写しの提出が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)より、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。

3 施工体制台帳の構成

- ① 施工体制台帳本紙（施工体制台帳の記載例参照）
- ② 工事担当技術者台帳（工事担当技術者台帳の記載例参照）
- ③ 発注者との契約書の写し（発注者 ⇄ 元請）
- ④ 元請業者と一次下請業者との契約書の写し（元請 ⇄ 一次下請）
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者がその技術者の資格を有することを証明する書類の写し（監理技術者資格者証写等）
- ⑥ 主任技術者又は監理技術者が自社(元請)に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し（ex.健康保険証等の写し）
- ⑦ 専門技術者(置く場合に限る)が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し
- ⑧ 専門技術者(置く場合に限る)が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し
- ⑨ 再下請負通知書本紙(再下請負通知書の記載例参照)〔一次下請以下の下請負業者が再下請契約を行う場合〕
- ⑩ 再下請負業者との契約書の写し（一次下請以下 ⇄ 再下請先）

4 施工体制台帳の作成範囲

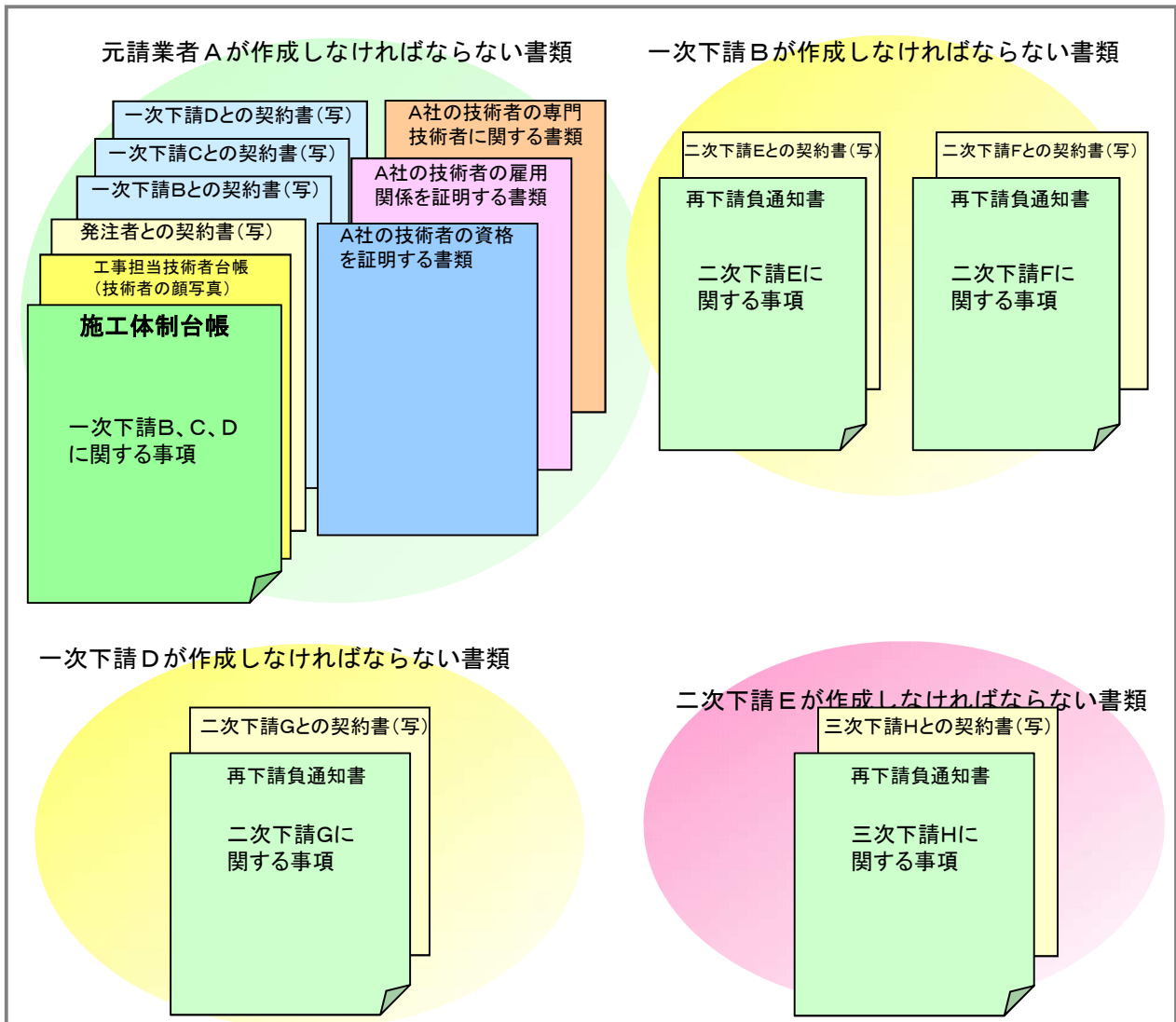


建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、神奈川県が発注する共通仕様書に基づく工事(原則、契約金額150万円以上)では、**国に準拠し、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期の記載を求めています。**

〔「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年4月23日 国関整技調第12号)〕

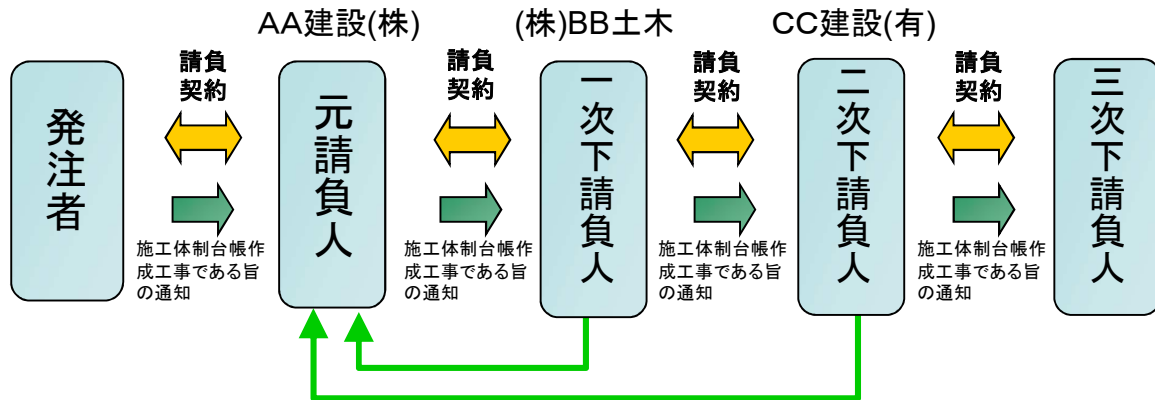
施工体制台帳の構成

- ① 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類(元請業者が作成)
- ② 再下請負通知の記載事項と添付書類(再下請を行う下請業者が作成)
- ③ 工事担当技術者台帳(技術者の顔写真)(元請業者が作成)



5 再下請負通知書とは

下請負人がさらにその工事を再下請した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請通知書を提出しなければならない



元請に再下請負通知書を提出

(元請に直接ではなく、上位の下請負人を經由して提出でも可)

6 施工体系図とは

施工体制台帳を作成する元請業者は、作成した施工体制台帳に基づき建設業者の名称、工事内容、工期、技術者の氏名を記載した施工体系図を作成し、現場の見やすい場所に掲げなければならない

- 施工体系図(作成例参照)は、各下請負人の施工分担関係を表示したもので、いわば施工体制台帳の要約版である。
- 公共工事については、「工事関係者が見やすい場所」及び「公衆が見やすい場所」にも掲示することが法律上(入契法)義務付けられている。

7 施工体制台帳のチェックポイント

チェックポイント

- ・施工体制台帳に記載漏れがないか、また必要な添付書類が添付されているかどうか
- ・元請の施工範囲を確認し、一括下請負の可能性がないか。併せて上請け、横請けの可能性についても確認
- ・下請の中に無許可業者が存在する場合は、所定の金額を超えて請け負わせていないか

元請業者に関するチェック

1. 請け負った工事内容に関して、建設業許可は適正であるか
2. 現場代理人等通知書と、台帳記載の現場代理人、主任技術者又は監理技術者は同一であるか
3. 主任技術者又は監理技術者に必要な資格は有しているか
4. 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的雇用関係(3ヶ月以上)は適正であるか
5. 専門技術者について、工事内容に応じた資格を有しているか
6. 工事内容は具体的に記載されているか

下請業者に関するチェック

1. 下請負の工事内容に関して、建設業許可は適正であるか
2. 3500万円以上(建築一式工事は7000万円以上)の下請契約の場合、主任技術者は専任であるか
3. 主任技術者に必要な資格は有しているか
4. 工事内容は具体的に記載されているか
5. 再下請する場合、再下請通知書は添付されているか
6. 下請契約書について、建設業法第19条に規定する契約書面の必須記載事項14項目は明確になっているか
 - ・工事内容は明確になっているか(1式ではだめ)
 - ・支払い方法は明確になっているか(現金もしくは手形、手形の場合は割引期間が適正か)
 - ・材料や機械に関する定めは明確になっているか

建設業法第19条 (建設工事の請負契約の内容)

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 着工及び完工の時期
- 4 請負代金の前金払又は出来高払の時期及び方法
- 5 設計変更、工事着手の延期又は工事の中止の場合の工期の変更、請負代金の変更、損害の負担及びこれらの算定方法に関する定め
- 6 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- 7 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 8 第三者損害の賠償金の負担に関する定め
- 9 支給材料、貸与品の内容及び方法に関する定め
- 10 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡の時期
- 11 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 12 瑕疵を担保すべき責任又は責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定め
- 13 履行の遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 14 契約に関する紛争の解決方法

500万円未満(建築一式工事の場合は1500万未満、又は延べ床面積が150m²未満の木造住宅)の工事は、「軽微な建設工事」として建設業の許可を受けなくても施工することができる。
ただし、「軽微な建設工事」に該当するか否かの判断をする際には、注文者が材料を提供する場合に、その市場価格及び運送費を請負代金に加えた額で判断するとされているため注意が必要。
〔建設業法施行令第1条の2第3項より〕

【関係法令】

○建設業法 第24条の7

第二十四条の七 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があったときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

○入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)第15条

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上となる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

○入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律) 第16条

第十六条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

施工体制台帳の記載例

施 工 体 制 台 帳						
[会 社 名]		① ○○建設株式会社				
[事 業 所 名]		② △△支店				
③ 建設業の 許 可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日			
	土、と、石、鋼、筋、ほ 工事業	<input checked="" type="radio"/> 大臣 知事 <input checked="" type="radio"/> 特定 一般	第 7777777 号 15年 7 月 7 日			
	電気通信 工事業	<input checked="" type="radio"/> 大臣 知事 <input checked="" type="radio"/> 特定 一般	第 8888888 号 15年 7 月 7 日			
工事名称 及び 工事内容	④ ○○築堤護岸工事／築堤 L=200m、護岸ブロック1500m2.....					
発注者名 及び 住 所	〒 ⑤ ○○局 ○○河川道路事務所 〒○○-○○ △△県○○市○○町7-7-7					
⑥ 工 期	自 至	19年 7 月 7 日 20年 3 月 25 日	契約日 19年 7 月 1 日			
⑦ 契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所			
	元請契約	○○建設(株) △△支店	△△県××市○○町1-2-3			
	下請契約	○○建設(株) □□支店	□□県××市○○町4-2-2			
健康保険 等の加入 状況	⑧ 保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		<input checked="" type="radio"/> 加入 未加入 適用除外	<input checked="" type="radio"/> 加入 未加入 適用除外	<input checked="" type="radio"/> 加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号 等	区 分	⑨営業所の名称	⑩健康保険	⑪厚生年金保険	⑫雇用保険
		元請契約	本社	○○-○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○
	下請契約	△△支店	同上	同上	同上	
発注者の 監督員名	⑬ ○○出張所長	権限及び意見 申出方法	⑭ 契約書第9条第2項に関する権限 意見申出方法＝書面			
監督員名	⑮ 建設 一郎	権限及び意見 申出方法	⑯ 書面			
現 場 代理人名	⑰ 建設 一郎	権限及び意見 申出方法	⑱ 契約書第10条第2項に関する権限 意見申出方法＝書面			
監 理 技術者名	⑲ <input checked="" type="radio"/> 専任 <input type="radio"/> 非専任 建設 一郎	資格内容	⑳ 1級土木施工管理技士			
専 門 技術者名	㉑	専 門 技術者名	㉑			
資 格 内 容	㉒	資 格 内 容	㉒			
担 当 工事内容	㉓	担 当 工事内容	㉓			
外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無			

施工体制台帳の記入上の留意事項

①	工事請負契約を締結した会社名を記載
②	請負契約(工事)を担当する支社又は営業所名を記載
③	建設業法第3条に定める請負業者の「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を記載 ・請け負った建設工事に係わる建設業の種類のみならず、許可を受けて営む建設業の全てを記載 ・「土木」→「土」、「建築」→「建」等略称で可 ・許可期間は5年間のため、様式記載時における最新の更新年月日を記載
④	工事請負契約を締結した「工事名称」と「工事内容」は工種・施工規模(延長や面積等)を記載。
⑤	工事請負契約書に記載されている「甲」の「名称」、「住所」を記載。
⑥	工事請負契約書に記載されている「工期」、「契約日」を記載。
⑦	「元請契約」の欄は、元請が発注者と契約を締結した支店・営業所等を記載、 「下請契約」の欄は、元請が一次下請業者と契約を締結した支店・営業所等を記載
⑧	各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合 (適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、 従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む
⑨	元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を記載
⑩	事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認 に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪	事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理 記号及び事業所番号を記載。
⑫	労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑬	工事請負契約書第9条に基づき請負者に通知した「主任監督員の官職」を記載。 (例) ○○出張所長が主任監督員の場合「○○出張所長」 ○○監督官が主任監督員の場合「○○監督官」と記載
⑭	発注者の監督員の権限は、「工事請負契約書第9条2項の権限」と記載、 意見方法は工事請負契約書第9条第4項に規定されている「書面」と記載。
⑮	監督員とは、元請業者が下請業者との間において下請負契約における指示・協議できる権限が 与えられている者であり、例えばその権限が現場代理人に委任されている場合には 「現場代理人名」を記載。
⑯	元請業者と下請業者で締結された下請契約書における監督員の権限と意見方法を記載
⑰	工事請負契約書第10条に規定する現場代理人名を記載
⑱	権限は、工事請負契約書第10条2項に規定されている権限。 意見方法は、工事請負契約書第1条第5項に規定されている「書面」と記載。
⑲	建設業法第26条に規定する監理技術者名を記載 ・「専任」、「非専任」のどちらかに○をつける
⑳	監理技術者が建設業法第27条に定める技術検定の資格を記載 (例) 一級土木施工管理技士
㉑	専門技術者を置く場合に記載
㉒	専門分野における専門技術者が必要な資格を記載 (例) 鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(躯体)若しくは技能 検定(鉄筋施工図作成作業)又は技能検定(鉄筋組立作業)
㉓	専門技術者が担当する工事内容を記載

<<下請負人に関する事項>>

会社名	① (株)〇〇土木	代表者名	②
住所 電話番号	③ 〒〇〇-〇〇 ××県△△市××町 5-5-6 (TEL. - -)		
工事名称 及び 工事内容	④ 「〇〇築堤護岸工事」/ 築堤護岸工		
工期	自 ⑤ 19年 7 月 20 日 至 20年 3 月 25 日	契約日	⑤ 19年 7 月 19 日

⑥ 建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	と、筋 工事業	大臣 ⑥ 特 知 考 一般 第 999999 号	16年 9月 1 日
	工事業	第 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	⑦ 保険加入 の有無	健康保険 ⑧ 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 ⑨ 加入 未加入 適用除外	雇用保険 ⑩ 加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	③ 営業所の名称 〇〇営業所	⑨ 健康保険 〇〇健康保険組合	⑩ 厚生年金保険 〇〇〇〇〇〇
			⑪ 雇用保険 〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇	

現場代理人名	⑫
権限及び 意見申出方法	⑬
※主任技術者名	⑭ 専任 〇〇 〇〇 -非専任
資格内容	1級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	⑮ ×× ××
安全衛生推進者名	⑯
雇用管理責任者名	⑰
※専門技術者名	⑱
資格内容	⑲
担当工事内容	⑳

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

施工体制台帳の記入上の留意事項

①	下請負契約書を締結した「会社名」を記載
②	下請契約者の「代表者名」を記載
③	下請契約者の「住所」及び「電話番号」を記載
④	下請負契約における工事内容(工種・数量)を記載
⑤	下請契約における「工期」、「契約日」を記載
⑥	下請負業者が、当該工事の施工に必要な許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載 ・建設業許可を必要としない工事であれば記載しない。
⑦	各保険の提供を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑧	請負契約に係る営業所の名称を記載
⑨	事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあたっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑩	事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪	労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑫	下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場代理人の氏名を記載。 ・下請契約書に現場代理人の選任が明記されていない場合は、必要なし。
⑬	締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載
⑭	主任技術者は、建設業法第26条の規定により、元請・下請を問わず、分担している施工部分に係わる必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載 ・下請契約額が500万円未満の場合は、主任技術者を定める必要はない。(建設業の許可無しの場合) ・下請契約額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)を超える場合は、主任技術者は「専任」である。
⑮	安全衛生責任者は、下請業者が分担施工している範囲に対する安全管理を担当する者で、安衛法第16条に定められており、元請が統括安全衛生責任者を選任した現場において定める必要がある。
⑯	安全衛生推進者は、元請及び下請それぞれの事業者が、それぞれの労働者が10人以上～50人未満の現場において、定めなければならない。
⑰	雇用管理責任者とは、雇用改善法第5条に定められている者で、建設事業に従事する事業者のみが選任することとされている。
⑱	専門技術者を置く場合に記載
⑲	専門分野における専門技術者の必要な資格を記載
⑳	専門技術者が担当する工事内容を記載

再下請通知書の記載例

平成 年 月 日

再下請負通知書

買込上位
注文者名

① ○○建設株式会社

【報告下請負業者】

④ 〒○○-○○
△△県○○市○○町7-7-7

現場
代理人名 ② 建設 一部

生 所

(株)○○建設

元請名称	③ ○○建設株式会社
------	------------

会社名

代表者名

<<自社に関する事項>>

工事名称 及び 工事内容	⑤ ○○築造護岸工事 / 築造護岸工事			
⑥ 工期	自	平成19年7月20日	契約日	平成19年7月19日
	至	平成20年3月25日		

⑦ 建設業の 許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	と、筋	大建 特設 一般	第 999999 号	平成18年 9月 7日
		大建 特設 一般	第 号	平成 年 月 日

⑧ 保険保障等 の加入状況	保険加入 の有無	⑨ 加入 未加入 適用除外	⑩ 加入 未加入 適用除外	⑪ 加入 未加入 適用除外
	事業所所在地 記号等	⑨ 事業所の名称	⑩ 健康保険	⑪ 厚生年金保険

監督員名	⑬
権限及び 意見申出方法	⑭
現場代理人名	⑮
権限及び 意見申出方法	⑮
※主任技術者名	⑯ 主任 ⑰
資格内容	⑰

安全衛生責任者名	⑱	× × × ×
安全衛生推進者名	⑲	
雇用管理責任者名	⑳	
※専門技術者名	㉑	
資格内容	㉑	
担当工事内容	㉒	
※専門技術者名	㉑	
資格内容	㉑	
担当工事内容	㉒	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

再下請通知書の記入上の留意事項

①	下請負契約書を締結した直近上位の会社名を記載
②	直近上位の契約者の現場代理人名を記載。ただし、現場代理人が選任されていない場合は記入の必要はない。
③	元請業者名を記載
④	再下請を行った下請負業者の住所及び電話番号等を記載
⑤	報告下請負業者が実施する工事内容(工種・数量)を記載
⑥	下請契約に係わる「工期」、「契約日」を記載
⑦	下請負業者の、当該工事の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を全て記載
⑧	各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑨	請負契約に係る営業所の名称を記載
⑩	事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪	事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑫	労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑬	監督員とは、下請負業者と再下請負業者間における再下請負契約書に基づく指示・協議ができる権限が与えられている者で、その権限が現場代理人に委任されている場合は、「現場代理人名」を記載。再下請負契約書に監督員の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑭	下請負業者と再下請負業者間で締結された再下請負契約書における監督員の権限と意見申出方法を記載
⑮	下請負工事を請け負った会社の現場代理人の氏名を記載。 下請契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし
⑯	直近上位の注文者と報告下請業者で締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載。 再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑰	主任技術者は、法第26条の規定により、元請・下請を問わず分担している施工部分に係わる必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載。
⑱	安全衛生責任者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する
⑲	安全衛生推進者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する。
⑳	雇用管理責任者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する
㉑	専門技術者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する。
㉒	専門技術者が担当する工事内容は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する

<<再下請負関係>>

再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名	① (株)◇◇鉄鋼	代表者名	②
住所	③ 〒〇〇-〇〇 △△県〇〇市〇〇町7-7-7		
工事名称及び工事内容	④ 〇〇築堤護岸工事 / 型枠・鉄筋工事		
工期	⑤ 自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 3月15日	契約日	⑤ 平成19年 7月 31日

⑥ 建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	と、筋 工事業	大臣 特定 知事 一般	第 8888888 号	平成18年 6月 1日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	

健康保険等の加入状況	⑦ 保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		⑧ 加入 未加入 適用除外	⑨ 加入 未加入 適用除外	⑩ 加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	⑧ 営業所の名称	⑨ 健康保険	⑩ 厚生年金保険
			⑪ 雇用保険	

現場代理人名	⑫
権限及び意見申出方法	⑬
※主任技術者名	⑭ 専任 〇〇 〇〇 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	⑮ 〇〇 〇〇
安全衛生推進者名	⑯
雇用管理責任者名	⑰
※専門技術者名	⑱
資格内容	⑲
担当工事内容	⑲
※専門技術者名	⑱
資格内容	⑲
担当工事内容	⑲

外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
--------------------	-----	--------------------	-----

再下請負通知書の記入上の留意事項

①	下請負契約書を締結した再下請負会社名を記載
②	下請負契約者を請け負った再下請負会社の代表者名を記載。
③	再下請負契約者の住所及び電話番号を記載
④	再下請負を行う工事内容(工種・数量)を記載
⑤	再下請負契約に係わる「工期」、「契約日」を記載
⑥	再下請業者の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を全て記載
⑦	各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑧	請負契約に係る営業所の名称を記載
⑨	事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑩	事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪	労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑫	再下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載 再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑬	下請負業者と再下請負業者で締結された再下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載。再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑭	主任技術者は、法第26条の規定により、元請・下請を問わず分担している施工部分に係わる必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載
⑮	安全衛生責任者は、再下請負業者が分担施工している範囲に対する安全管理を担当する者で、安衛法第16条に定められている。
⑯	安全衛生責任者は、安衛法第12条の2に定められている。
⑰	雇用管理責任者は、雇用改善法第5条に定められている。
⑱	土木工事一式を請け負った場合で、土木以外の専門技術者が必要な分野(建築・機械・電気等)の工事内容がある場合、有資格者の名前を記載
⑲	専門技術者が担当する工事内容を記載

施工体制台帳 (作成例)

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業 大臣知事一般	第 号	年 月 日
	工業業 大臣知事一般	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者及び住所			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日

契約営業	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
		元請契約			
		下請契約			

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法
----------	------------

監督員名	権限及び意見申出方法	雇用保険
現場代理人名	権限及び意見申出方法	加入 未加入 適用除外
監理技術者名 主任技術者名 専門技術者名	資格内容	厚生年金保険
専門技術者名	資格内容	雇用保険
資格内容	資格内容	
担当工事内容	担当工事内容	

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
-------------------	---	---	-------------------	---	---

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所	
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業 大臣知事一般	第 号	年 月 日
	工業業 大臣知事一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	権限及び意見申出方法	安全衛生責任者名
主任技術者名	権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
資格内容	資格内容	雇用管理責任者名
		専門技術者名
		資格内容
		担当工事内容

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
-------------------	---	---	-------------------	---	---

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されていることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びひその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者を証する書面又はこれらの写し

再下請負通知書 (作成例)

最近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住所

元請名称			
住所			
会社名			
代表者名			

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	注文者との 契約日 年 月 日

建設許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業 大臣 特定 一般	第 号	年 月 日
	工業業 大臣 特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

監督員名	権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名
	現場代理人名	安全衛生推進者名
	権限及び 意見申出方法	雇用管理責任者名
主任技術者名	専任 非専任	専門技術者名
	資格内容	資格内容
担当工事内容	担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の有無	有 無	外国人技能実習生の 従事の有無	有 無
--------------------	-----	--------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名		
住所 電話番号			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日

建設許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業 大臣 特定 一般	第 号	年 月 日
	工業業 大臣 特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名
	主任技術者名	安全衛生推進者名
	資格内容	雇用管理責任者名
主任技術者名	専任 非専任	専門技術者名
	資格内容	資格内容
担当工事内容	担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の有無	有 無	外国人技能実習生の 従事の有無	有 無
--------------------	-----	--------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

施工体系図(作成例)

発注者名	自 年 月 日
工事名称	至 年 月 日

元請	会社名
監督員名	安全衛生責任者
監理技術者名	主任技術者
主任技術者名	専門技術者
専門技術者名	担当工事
担当工事内容	担当工事
専門技術者名	工事
担当工事内容	工期

元方安全衛生管理者

会 長	会社名
総括安全衛生責任者	安全衛生責任者
	主任技術者
	専門技術者
	担当工事
	工事
	工期

副 会 長	会社名
	安全衛生責任者
	主任技術者
	専門技術者
	担当工事
	工事
	工期

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

会社名	自 年 月 日
安全衛生責任者	至 年 月 日
主任技術者	
専門技術者	
担当工事	
工事	
工期	

工事担当技術者台帳

元請会社名	
監理技術者名	
生年月日	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

【注意事項】

- ※ 添付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。
- ※ 本様式は、2部作成し、
1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしくは
デジタルカメラ写真を印刷し
たものを提出してもよい。

受注者の工事書類保存期間について

○ 背景

構造計算書偽造事件により失われた建築物の安全性に対する国民の信頼を回復するため、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）が成立し（平成18年12月20日公布）、建設業法についても一部改正された。

これを受けて、建設業法施行規則の一部改正等について（平成20年11月28日施行）により、新たに保存を義務付けることとなる「営業に関する図書」の具体的内容を定めた。

○ 制定内容（営業に関する図書の保存について）

建設業の営業に関する書類として、これまで、「請け負った工事の名称等を記載した帳簿」及びその添付資料として「請負契約の写し」等の保存を義務付けてきた。

今般の法改正を受けて、新たに、紛争の解決の円滑化に資する書類として、以下の図書の保存を義務付ける。

- [1] 完成図（工事目的物の完成時の状況を表した図）
- [2] 発注者との打合せ記録（工事内容に関するものであって、当事者間で相互に交付されたものに限る。）
- [3] 施工体系図

保存義務の対象者は、元請責任の徹底の観点から、発注者から直接工事を請け負う元請業者とする（[3]施工体系図については、省令上の作成義務のある工事のみを対象とする。）。

保存期間は、瑕疵担保責任期間（10年）を踏まえて10年とする。

建設リサイクルについて

1 届出が必要な建設工事（対象建設工事）

（１）に示す建設資材を用いた建築物などの解体工事、又はこれらを使用する新築工事などで（２）の規模以上の工事（以下「対象建設工事」という。）については、施主（発注者）が建設リサイクル法に基づき届出を行う必要があります。

（１） 特定建設資材

- ・ コンクリート
- ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・ 木材
- ・ アスファルト・コンクリート

特定建設資材に該当する具体的な資材の代表的事例は、神奈川県ホームページ「特定建設資材の代表的事例：建設リサイクル法」

《URL》 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4071/p11954.html>

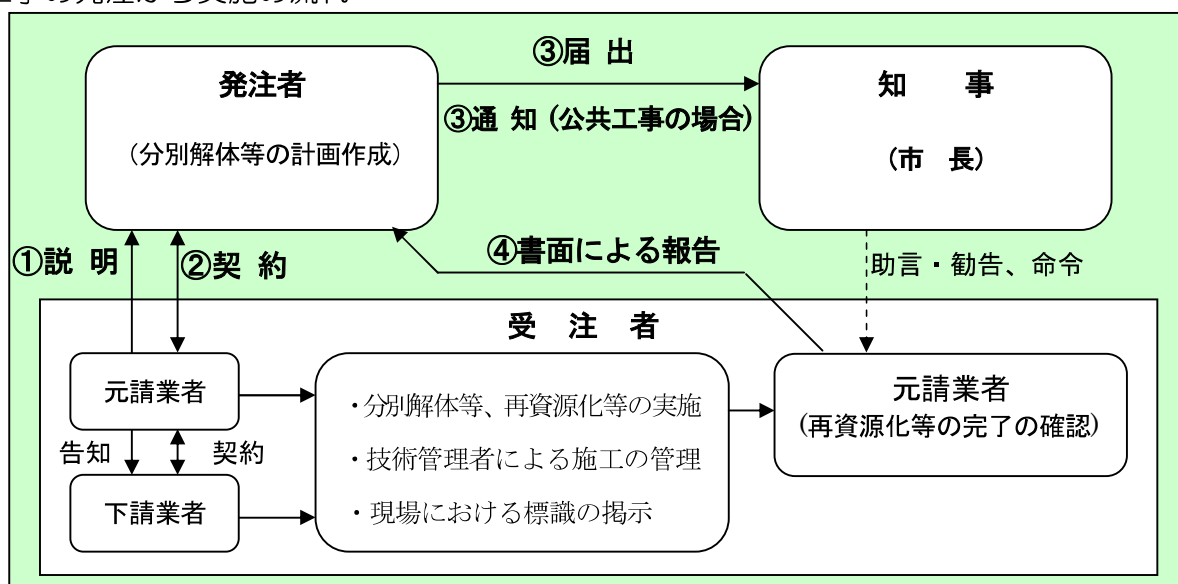
（２） 工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡ 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡ 以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額 1億円 以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円 以上

備考 表中請負代金の額は、消費税及び地方消費税を含む。

なお、対象建設工事の受注者等は、当該工事を施工する場合、一定の技術基準に従って分別解体し、再資源化することが義務付けられています。

2 工事の発注から実施の流れ



①～④における主に必要となる様式

		主に必要な様式	
①	説明	参考資料 1	参考資料 2 の別表 1～3 のいずれか
②	契約	参考資料 3	参考資料 4 の各様式のいずれか
③	届出	参考資料 2 の様式第一号	参考資料 2 の別表 1～3 のいずれか + その他（工程表など）
	通知（公共工事の場合）		参考資料 6
④	書面による報告		参考資料 7

説明書

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

(発注者)
神奈川県○○土木事務所長 様

必ず日付は記入すること

請負者からの書類には押印が必要

氏名 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○ 印
(郵便番号○○○-○○○○) 電話番号○○○- ○○ -○○○○
住所 神奈川県○○市○○町○○-○○

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料 公共工事の場合は届出書ではなく通知書なので、不要

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの) 別表1~3のいずれかを添付する

- ②別表 (別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの)
- 別表1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③図面又は写真

④その他の別添資料 (添付する場合)

- 案内図
- 工程表

請負契約書の例

神奈川県公共工事標準請負契約約款
工事請負契約書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで
- 4 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥
- 5 前 金 払 する(請負代金額の10分の4以内) しない
中間前金払 する(請負代金額の10分の2以内) しない
- 6 部 分 払 する(回以内) しない
- 7 契約保証金
(A) ¥
〔注〕たとえば、請負代金額の10分の1の額を記入する。
(B) 神奈川県財務規則(昭和29年2月神奈川県規則第5号)第28条
第 号の規定により免除する。
- 8 請負代金支払場所 神奈川県指定金融機関
株式会社横浜銀行県庁支店
- 9 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- 10 住宅建設瑕疵担保責任保険

〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 住 所
氏 名 印

受 注 者 住 所
氏 名 印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入し、各自押印する。

記載例

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

各工程ごとに出る廃材を分別する方法について記載する
通常は手作業となる

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他()	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用
なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されればよい)
別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)
800,000 円(税込)

廃棄物の運搬費と再資源化費用の合計に諸経費を見込んで計上する

記載例

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の理由()
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の理由()
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

現場で解体して積み込みまでの経費を諸経費込みで計上する

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)
1,500,000 円(税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されればよい)
別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)
800,000 円(税込)

廃棄物の運搬費と再資源化費用の合計に諸経費を見込んで計上する

■請負契約に係る書面の記載事項（法第13条第1項、分別解体等省令第4条）の具体的内容

記載項目		記載の有無			
		分別解体等の方法 (分別解体等省令第4条1号)	解体工事に要する費用 (同4条2号)	再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (同4条3号)	再資源化等に要する費用 (同4条4号)
届出に係る対象建設工事		全ての建設資材に係る分別解体等の工程について記載する。	全ての建設資材に係る解体工事の費用について一括して記載する。	特定建設資材廃棄物の再資源化等施設について記載すれば足りる。	特定建設資材廃棄物の再資源化等に係る費用について一括して記載する。
		(手作業、手作業・機械作業併用の別など)		(名称(注1) 所在地)	
				(注2)	(注2)
建築物	解体	○	○	○	○
	新築・増築	○	×	○	○
	修繕・模様替	○	×	○	○
建築物以外のもの (注3)	解体	○	○	○	○
	新築等(注4)	○	×	○	○

(注1) 搬出先として予定している施設は、各品目ごとに複数記入可。

(注2) 産業廃棄物の排出事業者は原則として元請業者であることから、下請契約は再資源化等を含まない解体工事のみの契約となるので、対象建設工事の一部を下請けさせた場合、再資源化等に関する項目は「該当なし」と記載する。

(注3) 土木工事等をいう。

(注4) 土木工事等に係わる「新築等」には、新規の建設工事のほか道路舗装の打ち替えなどの維持補修系の工事等が含まれる。

記載例

通 知 書

平成〇〇年〇月〇日

知事

神奈川県 市区町村長 殿

(工事発注者)発注者職氏名:神奈川県〇〇土木事務所 神奈川太郎 印

住 所 :神奈川県〇〇市〇〇町 〇〇—〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連 絡 先	所 属 名	神奈川県〇〇土木事務所 道路都市課		
	担当者職氏名	フリガナ 道路建設班	コウジイチロウ 工事一郎	
	電話 番 号	〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇(内線 〇〇)		
工 事 の 内 容	工事の名称	平成〇〇年度 県道〇〇号線道路補修工事(その〇)		
	工事の場所	神奈川県〇〇市〇〇町 地内		
	工事の概要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(舗装工事)注1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金1,000万円(税込) 建築物及び工作物に関する調査の結果等 飛散性石綿の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 フロン類使用機器 <input type="checkbox"/> 有(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	工 期	平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日~平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日 工事着手予定日:平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日		
請 負 者	会 社 名	〇〇建設株式会社	フリガナ 現場代理人氏名	ゲンバジロウ 現場二郎
	所 在 地	〒〇〇〇—〇〇〇〇 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇		
	電話番号	〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇	F A X	〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

※受付番号:

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例:舗装、築堤、土地改良等)

記載例

再資源化等報告書

平成〇〇年〇月〇〇日

(発注者)
神奈川県〇〇土木事務所長 様

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印
(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号〇〇〇- 〇〇 -〇〇〇〇
住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

- 1. 工事の名称 平成〇〇年度 県道〇〇号線道路補修工事 (その〇)
- 2. 工事の場所 神奈川県〇〇市〇〇町 地内
- 3. 再資源化等が完了した年月日 平成〇〇年〇月〇〇日
- 4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	〇〇工業(株)	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
アスファルト塊	〇〇工業(株)	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
木材	〇〇チップ工業(株)	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

- 5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 28 万円 (税込み)
(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

次のような建設資材を搬入する建設工事が対象となる
1. 土砂・・・1,000m³以上 2. 砕石・・・500t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・・200t以上

再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

次のような指定副産物を搬出する建設工事が対象となる
1. 建設発生土・・・1,000m³以上 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計が200t以上

再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

(参考資料8)

建設リサイクル法の施行に伴う発注者の対応について(一部抜粋)

平成14年5月29日 神奈川県入札・契約制度改善推進会議議長から各部局長あて通知

平成15年3月31日 一部改正

1 工事の設計・積算時

(1) 分別解体等及び再資源化等に要する費用の適正な負担

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法、以下「法」という。)第6条では、発注者は、分別解体等及び再資源化等に要する費用の適正な負担を行うこととされていることから、特定建設資材廃棄物である「コンクリート」、「コンクリート及び鉄から成る建設資材」、「木材」及び「アスファルト・コンクリート」については、排出量を積算に見込み、必要な費用を計上するものとする。

(2) 再資源化により得られた建設資材の使用

法第6条では、発注者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、再資源化等の促進に努めなければならないとされていることから、設計における建設資材の選定にあたっては、積極的に再資源化により得られた資材を使用するよう努めるものとする。

2 落札者の決定後

(1) 元請業者からの事前説明に関する事項

法第12条では、発注しようとする者は、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者から、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面の交付を受けて説明を受けることとされている。したがって、入札後契約までの間に、元請となろうとする業者が作成した説明書(別紙1)により説明を受け、その内容を把握するものとする。契約を変更する場合(説明書の内容が変更になった場合や新たに対象建設工事となった場合等)も同様とする。

(2) 施工計画書への添付

説明書は、施工計画書に添付させるものとする。

3 工事の契約時

(1) 請負契約書への記載事項

法第13条では、対象建設工事の請負契約においては、建設業法に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載した書面に署名、押印して相互に交付しなければならないとされている。

したがって、対象建設工事にあつては、解体工事に要する費用等(別紙2)を請負契約書に添付するものとする。設計変更により、解体工事に要する費用等(別紙2)の内容が変更になった場合にも変更契約書に添付するものとする。

(2) 解体工事と再資源化の区分

法第2条では、工事現場で建設資材ごとに分別して積込を行うまでの工程を解体工事とし、現場から運搬する以降を再資源化と定義しているため、解体工事費用と再資源化費用を分けて計上する場合は、この区分によるものとする。

なお、解体工事とは、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事であり、建築工事では建築物等の構造耐力上主要な部分を取り壊す工事が該当し、土木工事等では工作物の機能を失わせる工事(道路の場合、道路を撤去する工事)が該当する。

(3) 再資源化等施設の変更

工事の施工中に再資源化等施設を変更する必要がある場合には、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は「コンクリート塊等処理指定工場登録名簿」に、建設発生木材については、指定登録事業者に記載のある施設であれば変更を認めるものとする。

注)ただし、県土整備局で平成17年4月以降に発注する工事においては、建設発生木材については「建設発生木材等再資源化指定事業者登録名簿」に記載のある施設であれば変更を認めるものとする。県土整備局以外については、発注部局に随時確認されたい。

4 工事の着手時

(1) 対象建設工事の事前通知

法第11条では、国又は地方公共団体が実施する対象建設工事は、あらかじめ知事(特定行政庁である市の区域では特定行政庁の長)に通知しなければならない。

したがって、発注者は、工事に着手する前に通知書(別紙3)を工事現場を管轄する受理機関に提出するものとする。工事区域が複数の行政庁にまたがる場合は、それぞれに提出するものとする。この際、郵送若しくは代行者が提出することも可能であるが、必ず工事着手前に到達するように措置すること。

(2) 公社等における届出義務

対象建設工事を通知することで足りる機関は、国及び地方公共団体以外にも政令の附則に定める機関が含まれており、本県では神奈川県道路公社及び神奈川県住宅供給公社が該当する。

したがって、上記2公社以外の機関にあつては、民間工事と同様、工事着手の7日前までに受理機関に届出をすることが義務付けられているので、適切に措置すること。

5 工事の施工時

(1) 適切な分別解体等及び再資源化等の促進

法第9条及び第16条によれば、適切な分別解体等及び再資源化等が義務付けられているのは当該工事の受注者であるが、発注者においても、国の基本方針に明記されているとおり、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(2) 変更に伴い対象建設工事となった場合

請負金額の増額に伴い対象建設工事となった場合や、当初では特定建設資材を使用しない工事であったものが、特定建設資材を使用することにより対象建設工事となった場合等については、着工前に通知書を受理機関に提出するものとする。

6 工事の完成時

(1) 元請業者から発注者への完了報告

法第18条第1項では、元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは発注者に報告しなければならないとされている。

したがって、工事完成時に元請業者から再資源化等報告書(別紙4)により報告を受けるとともに、再資源化等報告書は他の工事関係書類とともに保管しておくものとする。

(2) 再資源化等が不適切である場合

法第18条第2項では、発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認められるときは、知事に対して適当な措置をとるべきことを求めることができるとされている。

したがって、再資源化等報告書の内容が法の趣旨に照らして不適当と認められるときは、工事区域を所管する地域県政総合センター環境部(指定都市等(横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市)にあつては、市の再資源化担当部局)と対応を協議すること。

3 建設リサイクル法の届出等 窓口一覧表

(1) 届出（公共工事では通知）受理窓口（分別解体等に関する窓口）

窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号
県土木事務所	横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市公郷町1-56-5 046-853-8800
	平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1 0463-22-2711
	厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課	愛川町、清川村	厚木市田村町2-28 046-223-1711
		東部センター	〃	海老名市、座間市、綾瀬市
	県西土木事務所	〃	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	足柄上郡開成町吉田島2489-2 0465-83-5111
特定行政庁	横浜市	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル8階 045-671-3446 3449
	川崎市	建築指導課(建築物等[解体・新築・リフォーム工事])	川崎市	川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル7階 044-200-3088
		技術監理課(土木等工事)		川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパークビル17階 044-200-2764
	横須賀市	建築指導課	横須賀市	横須賀市小川町11 046-822-8319
	藤沢市	建築指導課	藤沢市	藤沢市朝日町1-1 0466-25-1111
	相模原市	建築指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15 (代表) 042-754-1111 (直通) 042-769-8253
	鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10 0467-23-3000
	厚木市	建築指導課	厚木市	厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎13階 046-225-2430
	平塚市	建築指導課	平塚市	平塚市浅間町9-1 (代表) 0463-23-1111
	小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市荻窪300 0465-33-1435
	秦野市	開発建築指導課	秦野市	秦野市桜町1-3-2 0463-83-0883
	茅ヶ崎市	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 0467-82-1111
	大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1 046-260-5426

(2) 再資源化に関する窓口

窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号
県地域県政総合センター	横須賀三浦地域県政総合センター	環境課	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市日の出町2-9-19 046-823-0210
	県央地域県政総合センター	環境調整課	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市水引2-3-1 046-224-1111
	湘南地域県政総合センター	環境調整課	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1 0463-22-2711
	県西地域県政総合センター	環境調整課	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市荻窪350-1 0465-32-8000
指定都市等	横浜市	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル8階 045-671-2513
	川崎市	廃棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎16階 044-200-2581
	横須賀市	廃棄物対策課	横須賀市	横須賀市小川町11 046-822-8523
	相模原市	廃棄物指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8335

(3) 法全般に関する窓口

	担当課	住所	電話番号
分別解体等に関すること	県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクルグループ	横浜市中区山下町32	045-285-3203
再資源化等に関すること	県環境農政局環境部 資源循環推進課指導グループ	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111 内線4158

※ 解体工事業者の登録に関することは、県土整備局事業管理部 建設業課建設業審査担当（045-313-0722（直通））になります。

4 建設リサイクル法関連のホームページのご案内

The screenshot shows the top navigation bar of the Kanagawa Prefecture website. The main menu includes categories like 'くらし・安全・環境' (Living, Safety, Environment), '健康・福祉・子育て' (Health, Welfare, Childcare), '教育・文化・スポーツ' (Education, Culture, Sports), '観光・名産' (Tourism, Local Products), '産業・働く' (Industry, Work), and '電子県庁・県政運営・県勢' (E-Government, Administration, Prefecture). A breadcrumb trail reads: '【所在地】 ホーム > くらし・安全・環境 > 身近な生活 > ごみ・リサイクル > 神奈川の建設リサイクル'.

神奈川の建設リサイクル

印刷用ページを表示する 掲載日: 2011年10月26日

住宅の解体・新築される家主の皆様へ

限られた資源を有効利用し、「資源循環型社会」を形成するため、建設廃棄物のリサイクルを推進する「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が施行されています。

住宅等を解体・新築する場合は、『分別』と『リサイクル』が必要です。また、工事に着手する7日前までご『届出』が必要です。

- 住宅の解体・新築される家主の皆様へ
- 建設リサイクル法とは
- 関係法令・指針
- 分別解体と再資源化(対象建設工事)
- 分別解体実施の手順
- 工事の届出と報告
- 届出窓口一覧表
- 届出書様式・届出のしおりダウンロード
- Q&A
- 解体工事業者の登録・届出済シール

様式等のダウンロードができます。

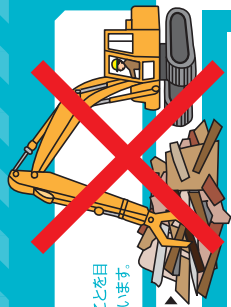
建設リサイクル法関連のホームページは、神奈川県ホームページ「神奈川の建設リサイクル」
《URL》 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4071/>

建設リサイクル法の仕組み

どうして規制？ 建設リサイクル法

建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等・再資源化等を促進することを目的として、平成12年5月に成立し、再資源化に際さないミニ解体等の廃止・抑止に役立っています。

再資源化に際さない分別なミニ解体 ▶



Check 1 分別解体等実施義務とは？

建設リサイクル法に基づき定める基準（事前調査を含めた分別解体等の手順と解体工事の作業手順等）に従い、建築物等に用いられた特定建設資材に係る廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工することが義務付けられています。

Check 2 特定建設資材とは？

①コンクリート ②コンクリート及び鉄骨から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリートのことです。

Check 3 分別解体等が義務付けられた対象建設工事とは？

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、その規模に関する基準は次表のとおりです。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）の工事	請負代金の額 1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事を含む）	請負代金の額 500万円以上

※左記の対象建設工事は、建設リサイクル法第10条に基づき知事又は市庁長官に対し、届出が必要となります。

分別解体等実施義務

建設リサイクル法

Check 4 元請負業者に義務付けられていることは？

対象建設工事の元請負業者は、発注者に対し、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について書面を交付して説明しなければなりません。元請負業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し保存しなければなりません。

Check 5 分別解体等の届出はいつまでに？

発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、知事又は市長に届出[※]が義務付けられています。

Check 6 解体工事の実施に必要な資格は？

建築物等の解体工事の実施には、建設業許可が解体工事業業者の登録が必要で

ちゃんと分別しなきゃ始まらないね!!!



Check 1 再資源化等実施義務とは？

分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物の再資源化等が義務付けられています。

※特定建設資材廃棄物とは上記 Check 2 ①～④が廃棄物となったもの

Check 2 再資源化とは？

次のように、特定建設資材廃棄物ごとに再資源化が行われています。

- ・コンクリート塊（①②が廃棄物となったもの）⇒ 産業廃棄物処分業者に搬出 ⇒ 再資源化して再生骨材（道路や埋戻しに使用する材料）
- ・建設発生木材（③が廃棄物となったもの）⇒ 産業廃棄物処分業者に搬出 ⇒ 再資源化して再生木質ボード（建築物の内装に使用する材料）、再生紙等
- ・アスファルト・コンクリート塊（④が廃棄物となったもの）⇒ 産業廃棄物処分業者に搬出 ⇒ 再資源化して再生加熱アスファルト混合物（道路等に使用する材料）

再資源化等にはルールがあるんだね!!!



- 次のような違法行為は、根絶しましょう。
- ・分別なき解体（ミニ解体）
 - ・届出なき解体工事
 - ・許可・登録なき解体工事の実施

Try ③ やってはいけない違法行為!!!

Check 3 再資源化等の報告義務はあるか？

対象建設工事の元請業者に対して発注者への報告が義務付けられています。

Check 4 廃棄物処理法上の報告義務はあるか？

元請業者に対しては、廃棄物処理法においてマニフェスト^{*}の交付状況を都道府県知事に報告すること等が義務付けられています。

ルールを守ってリサイクルを進めよう!!!



「届出」って何？

「届出」とは、「行政庁に対し一定の事項を通知する行為であって、法律等により直接に当該通知が義務付けられているものをいう」とされています。このことから「届出」が義務付けられている場合「つまり」「定められた期日」までに「定められた事項」を「届出する」必要があります。



「マニフェスト」って何？

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、収集運搬業者名、処分業者名、取扱以上の注意事項などを記入し、業者から業者へ産業廃棄物とともに渡されることにより、処理の流れを確認することのできる書類です。排出事業者が、各業者から処理終了を記載したマニフェストを受取ることで委託とおり産業廃棄物が処理されたことを確認でき、不法投棄を未然に防ぐことができます。

※「みんなが進めようかわの建設リサイクル!!!」ブックレット (<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/26>)抜粋

実務のポイント～建設リサイクル法!!! (分別解体等実施の手順)

1

建築物等に関する調査の実施

対象となる建築物等、その周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品の有無等の調査を行います。



2

分別解体等の計画の作成

- 次の①～④を含む計画を作成します。
- ① 対象建築物に関する調査の結果・工事着手前に講ずる措置の内容
 - ② 工事の工程の順序・工程ごとの作業内容、分別解体等の方法
 - ③ 対象建築物に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み・その発生が見込まれる部分
 - ④ その他分別解体等の適切な実施を確保するための措置

3

工事着手前措置の実施

工事の実施前の作業場所・搬出経路の確保等を図ります。また、残存物品等、特に家電リサイクル法の対象物[※]について、発注者が事前に搬出を行ったか確認します。

※家電リサイクル法の対象物とは、①エアコン ②テレビ (ブラウン管式、液晶、プラズマ式) ③電気冷蔵庫・冷凍庫 ④電気洗濯機、衣類乾燥機 です。

4

工事の適正施工

② 計画に基づき解体工事を適正に施工します。
 工事は、技術・安全管理上等の条件を踏まえ、必要に応じて手作業又は、手作業・機械作業の併用により行います。
 ※工事の際は、標識を設置します。

アスベスト(石綿)含有建材使用 建築物の分別解体に係る注意点 建設リサイクル法では、吹付け石綿・特定建設資材に付着した石綿の有無を調査し、その結果を届出書に記載することが必要です。

新築工事の場合も、① 建築物等に関する調査の実施 ② 分別解体等の計画の作成 ③ 工事着手前措置の実施 ④ 工事の適正施工 の順に行います。

1

建築設備・内装材等の取り外し



石綿含有建材(写真はヒール床スイル)は、他の建材と異なるように処理しながら手作業により取り外し、梱包しなければなりません。

2

屋根ふき材の取り外し



3

外装材・上部構造部分[※]の取壊し



4

基礎及び基礎ぐいの取壊し

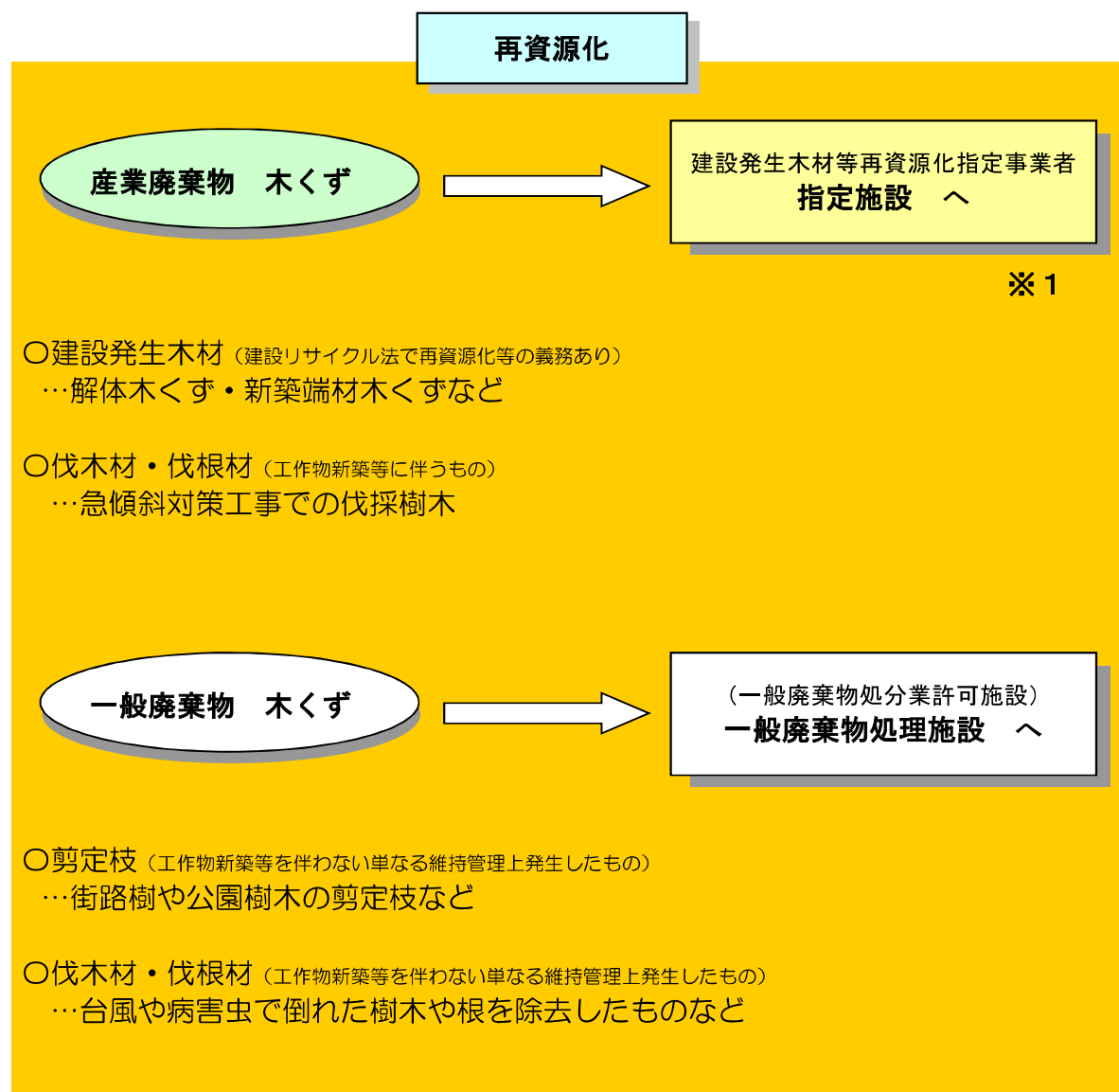


※「上部構造部分」とは構造耐力上主要な部分のうち、基礎・基礎ぐいを除いた部分のこと。

【建築物解体の標準的な作業手順】

5 県土整備局発注工事における建設発生木材等の取扱いについて

県土整備局発注工事においては、平成17年4月から、建設発生木材等をあらかじめ指定事業者として登録した者（指定事業者）の施設で再資源化することで、不適正処理を防止するとともに一層のリサイクルを推進することとしました。



※1

指定事業者の登録名簿は、
神奈川県ホームページ「建設発生木材等再資源化指定事業者 登録名簿」
《URL》<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4071/p11964.html>

6 建設副産物実態調査（センサス）

○調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査

○調査票の種類

① 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー

搬入する建設資材 9 品目

※該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。

② 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

搬出する建設副産物 15 品目

○調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず 100 万円以上の全工事が対象

○調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法に従って、『建設副産物情報交換システム（COBRIS）^{*1}』によりデータを作成する。

COBRIS のホームページ：<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

（操作方法は COBRIS ホームページの「各種マニュアル」→「建設副産物情報交換システム」の「操作マニュアル（排出事業者用）」を確認）

① 契約時点でのデータを入力後「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（計画）」を監督員に提出

② 工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用【促進】実施書」に書き換え

③ 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。

④ 工事完成時に「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（実施）」を監督員に提出

※1 COBRIS とは、一般財団法人日本建設情報統合センター（JACIC）が提供するインターネットを利用したシステムで、使用者は発行された ID とパスワードにより専用の WEB サイトからログインして使用するため、パソコンへのソフトウェアのインストールは不要、操作性もこれまでの CREDAS とほぼ同様です。

なお、COBRIS の利用にあたっては、工事を監理できる支店・事務所単位^{*2}で利用料金が発生します。

※2 支店、営業所などが対象（各工事現場の現場事務所は対象外）。1 つの支店、営業所毎に 1 つの ID となっており、1 つの ID で複数名が同時にログインし、作業が可能。

○その他 詳細な調査要領や記入要領は以下の県ホームページに公開しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7310/index.html>

【建設副産物実態調査入力例】

CREIDAS 建設資材利用計画一覧

建設副産物情報交換システム情報登録 CREIDAS情報登録

建設副産物窓口担当者情報 工事概要 再生資材利用(詳細) 建設副産物搬出(詳細) 建設資材利用 建設副産物搬出 建り法10条様式 各種書類

工事・施設情報: コンクリート, コンクリート及び鉄, 木材, アスファルト混合物, 土砂, 砕石, 塩化ビニル管・継手, 石膏ボード, その他

その他の建設資材 計画

建設資材(新材を含む全体の利用状況) 左記のうち、再生資材の利用状況

小分類	利用用途	利用量(A) (トン)	再生資材の供給元施設 工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材 利用量(B) (トン)	再生資源 利用率 (B)/(A)*100
規格			供給元の住所 (市区町村名)	(地先)	再生資材名称		

建設資材を 追加 します

コンクリート 計画

小分類	利用用途	利用量(A) (トン)	再生資材の供給元施設 工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材 利用量(B) (トン)	再生資源 利用率 (B)/(A)*100
規格		0.0 (半角数字)	例:○○工事			0.0 (半角数字)	

赤字:入力必須 青字:入力不可

新材を含む、全体の利用状況を入力する。

建設リサイクル資材(再生資源等)の利用状況を入力する。

エラー項目、警告項目は別画面で表示

CREIDAS 建設副産物搬出計画一覧

建設副産物情報交換システム情報登録 CREIDAS情報登録

建設副産物窓口担当者情報 工事概要 再生資材利用(詳細) 建設副産物搬出(詳細) 建設資材利用 建設副産物搬出 建り法10条様式 各種書類

工事・施設情報: コンクリート塊, 建設木材A, アスコン塊, その他がれき類, 建設木材B, 建設汚泥, 石膏くず, 塩化ビニル管・継手, 廃プラスチック, 廃石膏ボード, くず, アスベスト, その他, 建設副産物搬出物, 第一種建設発生土, 第二種建設発生土, 第三種建設発生土, 第四種建設発生土, 液状土以外の泥土, 液状土

コンクリート塊 計画

(A)発生量(トン)	現場内利用 (A)=(B)+(C)+(D)用途	現場内利用 利用量(トン)	減量化 改良分(トン)	減量化 減量化量(トン)	(D)現場外 搬出量合計(トン)	(E)再生資源 利用促進量(トン)	再生資源利用 促進率 (B)+(C)+(E)/(A)*100	変更
0.0		0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	% (入力)

現場外搬出について

搬出先名称	区分	施工条件	搬出先の種類	現場外搬出	変更	削除
搬出先住所(市区町村名)	搬出先住所(地先)	運搬距離(km)	(D)現場外搬出量(トン)	改良分(トン)		

現場外搬出先を 追加 します

搬出先の情報を入力。

コンクリート塊 計画

搬出先住所(市区町村名)	搬出先住所(地先)	区分	施工条件	搬出先の種類	(D)現場外搬出量(トン)	改良分(トン)
例:○○工事,○○施設,○○会社等					(半角数字)	(半角数字)

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設木材A・B
については、指定工場・指定事業者
に搬出し、コードは5を入力する。

コード	説明
1. A指定	A指定処分(発注時に指定されたもの)
2. B指定	B指定処分(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3. 自由	自由処分

②2 搬出先の種類	
再生資源利用促進(再生利用された場合)	最終処分種・その他(処分された場合)
コード	説明
1. 売却	7. 最終処分 中間処理施設(最終処分)
2. 施工等	8. 高度処分 廃棄物最終処分場(高度処分)
3. 広域指定	9. 内陸処分 廃棄物最終処分場(内陸処分)
4. 中間集材	10. 他
5. 中間集材	中間処理施設(木材プラント以外の再生資源化施設)
6. サーマル	中間処理施設(サーマルサイクル)

7 県土整備局における「建設リサイクル資材」の率先利用について

県土整備局公共工事グリーン調達基準

認定対象品目 10品目

神奈川県県土整備局
建設リサイクル資材
評価実施要領

コンクリート塊等の処理及び
建設リサイクル資材に関する
事務取扱要領

- ・再生加熱アスファルト混合物
- ・再生コンクリート二次製品
- ・再生舗装用ブロック
(平板、インターロッキング)
- ・再生木質ボード
- ・排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
- ・再生陶磁器質タイル
- ・再生ビニル系床材
- ・再生人造鉱物繊維断熱材
(グラスウール断熱材・ロックウール断熱材)
- ・再生生コンクリート

- ・再生骨材等

認定資材募集

神奈川県県土整備局

申請

年2回程度

審査

- ・グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準に適合
- ・評価委員会、認定部会での意見

資材の認定

調査の対象

- ・神奈川県土木事務所等の管内で寸法・規格等が同等、かつ3以上ある認定資材

※県土整備局の単価改定に合わせて実施する。

調査(年4回実施*)
* 4月・7月・10月・1月

・神奈川県土木事務所等の管内で寸法・規格等が同等、かつ3以上ある認定資材で、価格が**新材の価格と同等以下**で供給されている。

率先利用の対象

※県土整備局の単価改定に合わせて適用

率先利用認定資材

建設リサイクル認定資材一覧表の率先利用認定資材欄に○印が記入されたもの

率先利用認定資材は、
神奈川県ホームページ
「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の「建設リサイクル認定資材一覧表」
《URL》 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7309/>

「環境配慮型公共工事の推進」
に関する
特記仕様書

県の工事で利用
県の設計委託業務で利用

設計委託業務における「環境配慮型公共工事の推進」に関する特記仕様書

神奈川県はISO14001 (JIS Q 14001 : 2004) の規格の要求事項に基づいて、環境配慮型公共工事の推進を実行項目として、様々な環境配慮に資する設計を行うこととしている。

また、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針や国土交通省等の調達方針等も鑑み、公共工事で使用される様々な物品についてリサイクル材など環境配慮型の建設資材を使用する基準（県土整備局公共工事グリーン調達基準）を設けている。

よって、本業務においても、工事目的物の品質、使用する資材の価格等を十分考慮した上で積極的に環境配慮を心がけた設計を行うこと。

また以下の点について、設計を行う上で十分考慮することとする。

- 1. 成果品は、再生紙を使用し、両面コピーを行い、資源の有効利用を図ること。
2. 設計で利用する資材等は、神奈川県ホームページ...
3. 設計箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
4. 施工を考えた設計に心がけ、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
5. 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、

(適用日)

この特記仕様書は、平成27年4月10日から適用する。

県土整備局公共工事グリーン調達基準 (特定調達品目)

Table with 3 columns: Item Name, Material, and Specification. Includes categories like 資材, 建設機械, 上法, 目的物.

(認定対象品目)

Table with 3 columns: Material, Item Name, and Certification Status (Yes/No).

* 再生生コンクリートは、裏詰めコンクリート、間詰めコンクリート、均しコンクリート、捨てコンクリート等、高い強度・高い耐久性が要求されない、または、乾燥収縮・凍結融解の影響を受けにくい部材及び部位に使用すること。
ただし、建築基準法上の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である建築基準法施行令第144条の3で定める部分には使用しない。

工事における「環境配慮型公共工事の推進」に関する特記仕様書

神奈川県はISO14001 (JIS Q 14001 : 2004) の規格の要求事項に基づいて、環境配慮型公共工事の推進を実行項目として、様々な環境配慮に資する設計を行うこととしている。

よって、本工事の実施にあたってはこれらの内容を理解した上で、下記の項目についての現場での環境配慮の取り組みを積極的に推進することを心がけること。

なお、貴社がISO14001を取得している場合は、認証内容を監督員に説明し相互理解に努めること。

- 1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため場内での車両のアイドリングストップ等に努めること。
2. 場内で発生する、一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。
3. 現場から搬出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に従い、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。
4. 現場で利用する資材等は、神奈川県ホームページ...
5. 工事箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
6. 施工に際して、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
7. 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、

(適用日)

この特記仕様書は、平成27年4月10日から適用する。

県土整備局公共工事グリーン調達基準 (特定調達品目)

Table with 3 columns: Item Name, Material, and Specification. Includes categories like 資材, 建設機械, 上法, 目的物.

(認定対象品目)

Table with 3 columns: Material, Item Name, and Certification Status (Yes/No).

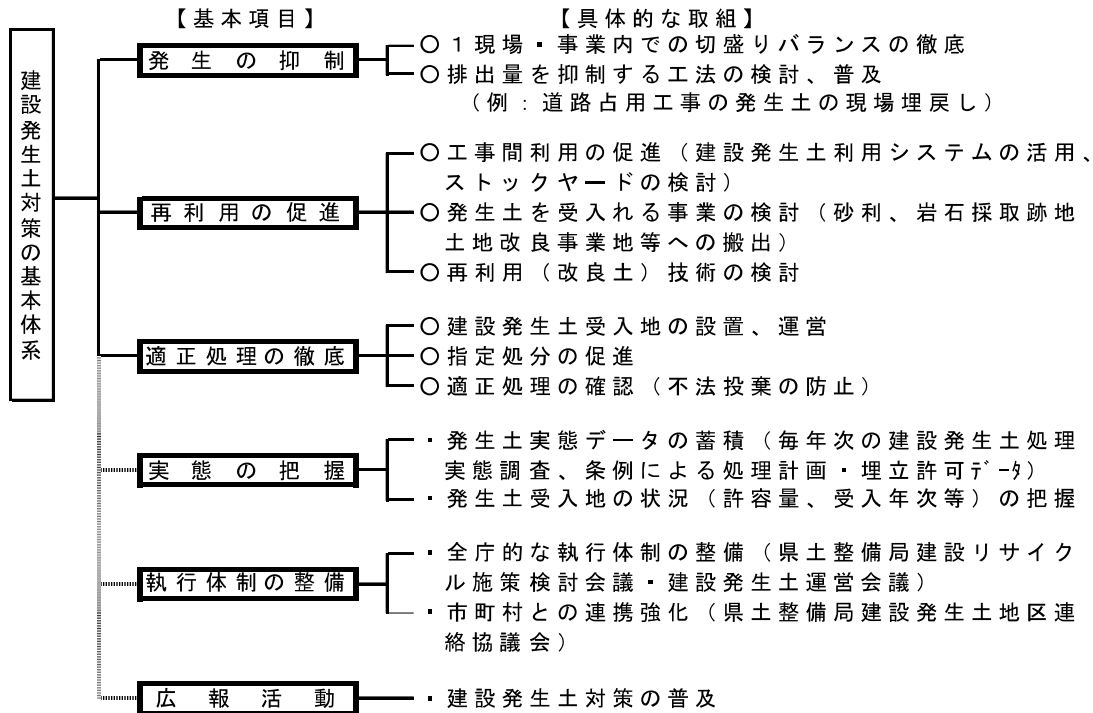
* 再生生コンクリートは、裏詰めコンクリート、間詰めコンクリート、均しコンクリート、捨てコンクリート等、高い強度・高い耐久性が要求されない、または、乾燥収縮・凍結融解の影響を受けにくい部材及び部位に使用すること。
ただし、建築基準法上の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である建築基準法施行令第144条の3で定める部分には使用しない。

土砂の適正処理について

1 公共建設発生土対策について

(1) 建設発生土対策の基本体系

- ・ 県では、工事発注者の責務として建設発生土の適正処理を推進しています。
- ・ 「発生の抑制」「再利用の促進」「適正処理の徹底」を3本柱に施策を推進しています。

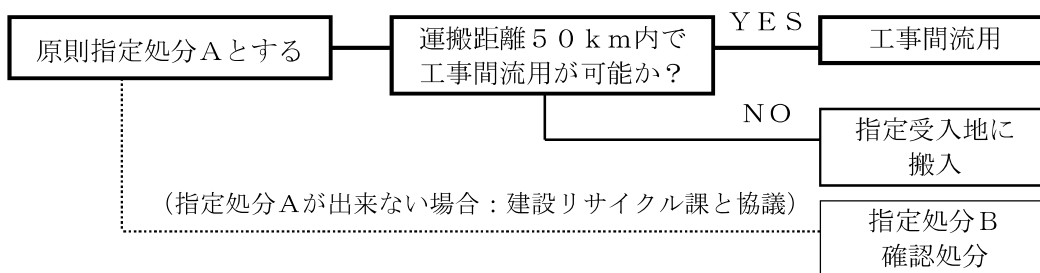


(参考)

- 建設副産物適正処理推進要綱
(平成5年1月12日建設省経建発第3号、建設事務次官通達)
(平成14年5月30日改正国官総第122号他)
要旨：処理する方法、処分先や受入条件を明示するとともに必要な経費を計上する。
搬出の抑制及び工事間の利用の促進
- 事業執行における積算等の留意事項について
(平成4年8月5日建設省厚発第321号他、建設大臣官房地方厚生課長他通知)
要旨：原則として指定処分とする
- 条件明示について
(平成14年3月28日国官技第369号、国土交通大臣官房技術調査課長他通知)
要旨：残土の受入場所、距離、時間等の条件、再利用及び減量化の内容を設計図書に明示する。
- 公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について
(平成18年6月12日国官技第47号他、大臣官房技術調査課長他通知)
要旨：発生土は原則として50kmの範囲の他の建設工事へ搬出、発生土を利用する場合は50kmの範囲の他の建設工事の発生土を利用する。

(2) 公共建設発生土の処理実務

① 処理方法の決定フロー



- 不良土（第4種建設発生土や浚渫土砂等）の処理については、脱水処理（天日干し等）や改良材混合等の土質改良を行い、上記フロー図により処理する。（建設汚泥は、建設廃棄物として処理する。）
- 不良土を指定受入地にて処理する場合、次の処理方法について経済比較を行い、安価な処理方法を採用する。
 - 1 土質改良により通常（第1～3種建設発生土）の指定受入地へ搬入する。（ただし、受入地により改良土の受入を行わない場合があるので注意）
 - 2 不良土のまま受入が可能、指定受入地へ搬入する。

② 指定処分A

処理方法	設計又は見積の時点で建設発生土の受入地を指定して処理する方法
受入地の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂を必要とする工事箇所（工事間利用） ・土砂の再利用になる受入地（（公財）神奈川県都市整備技術センター受入地、砂利・岩石採取跡地、その他公的受入地） ・その他
処理料金	受入地ごとに設定した料金
運搬距離	50kmを上限とした実距離

③ 例外的な処理

指定処分Aにできない理由がある場合

処理方法	設計または見積の時点で建設発生土の受入地を指定しないで処理する方法	
受入地の種類	工事請負者に受入地を選定させ、確認届を提出させ、適正を確認した受入地	
処理名称	指定処分B	確認処分
摘要	1 工事 1,000m ³ 以上	1 工事 1,000m ³ 未満
運搬距離	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に基づいた距離を計上し、受入地が決まった時点で50kmの範囲内で変更する。 ・なお、受入地が複数の場合は、受入地ごとに変更する。 ・ただし、受入地が県外の場合は変更しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に基づいた距離を計上する。 ・受入地によって距離の変更はしない。

(3) 建設発生土積載時等の注意

○ 標準現場説明書による施工条件明示

ア 明示した内容

契約履行にあたっての留意事項中に以下2項目を明示した。

- ① 「(7) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底してください。」
- ② 「(8)ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成9年10月17日条例第35号) を遵守してください。」

イ 県土整備局工事標準現場説明書(抜粋)

(平成26年5月16日適用)

B 契約履行にあたっての留意事項

5 県公共工事における工事用貨物自動車等による過積載の防止等

請負者は、工事施工に伴うコンクリート打設、土砂及び工事用資材等を運搬する大型貨物自動車等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を守ってください。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないでください。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないでください。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土、建設廃棄物の搬出及び工事用資材等の購入等にあたっては、下請契約における受注者及び資材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。
- (4) 不正改造大型貨物自動車は使用しないでください。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年8月2日法律第131号)を遵守し、同法第12条に規定する交通事故の防止を図るための措置等の事項について取り組んでいる者の使用の促進に努めてください。
- (6) 下請契約における受注者又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し大型貨物自動車等で悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除してください。
- (7) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底してください。
- (8) ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成9年10月17日条例第35号)を遵守してください。
- (9) 以上のことについて下請契約における受注者を指導するとともに、工事現場に「不正改造大型貨物自動車の排除の徹底」の掲示を行ってください。

(参考) ダンプトラックの荷姿について

H24.4月より10tダンプ車両の積載土量に変更となっています。

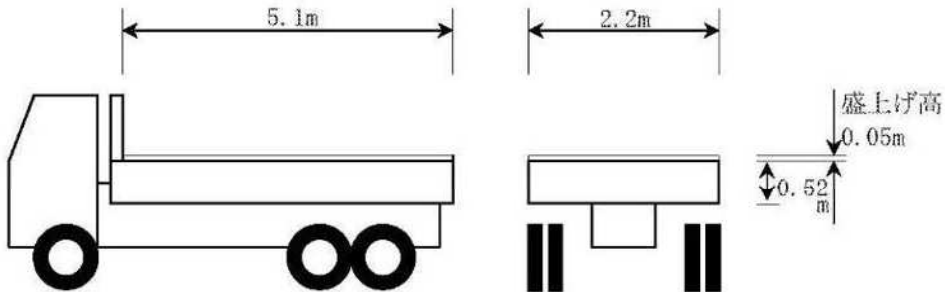
○10t車の積載土量(発券土量)

土質	地山土量	変化率	ほぐし土量
粘性土	5.277m ³	1.3	6.860m ³

○荷姿検証(盛上げ高0.05mの積載土量)

$$6.860\text{m}^3 > 6.395\text{m}^3 = 5.834\text{m}^3 \text{ (平均的荷台容量)}$$

$$+ (\text{長さ}5.1\text{m} \times \text{幅}2.2\text{m} \times \text{高さ}0.05\text{m})$$



※ 10t車現行販売車両の荷台寸法(メーカーWEBサイトから)

メーカー	車種	最大積載量(t)	荷台寸法(長さ×幅×高さ)
いすゞ	LKG-CXZ77AT-KDH-M	9.5	5.1m×2.2m×0.52m
日野	BDG-FS1EKXA	9.5	5.1m×2.2m×0.52m
三菱ふそう	LKG-FV50	9.2	5.1m×2.2m×0.52m

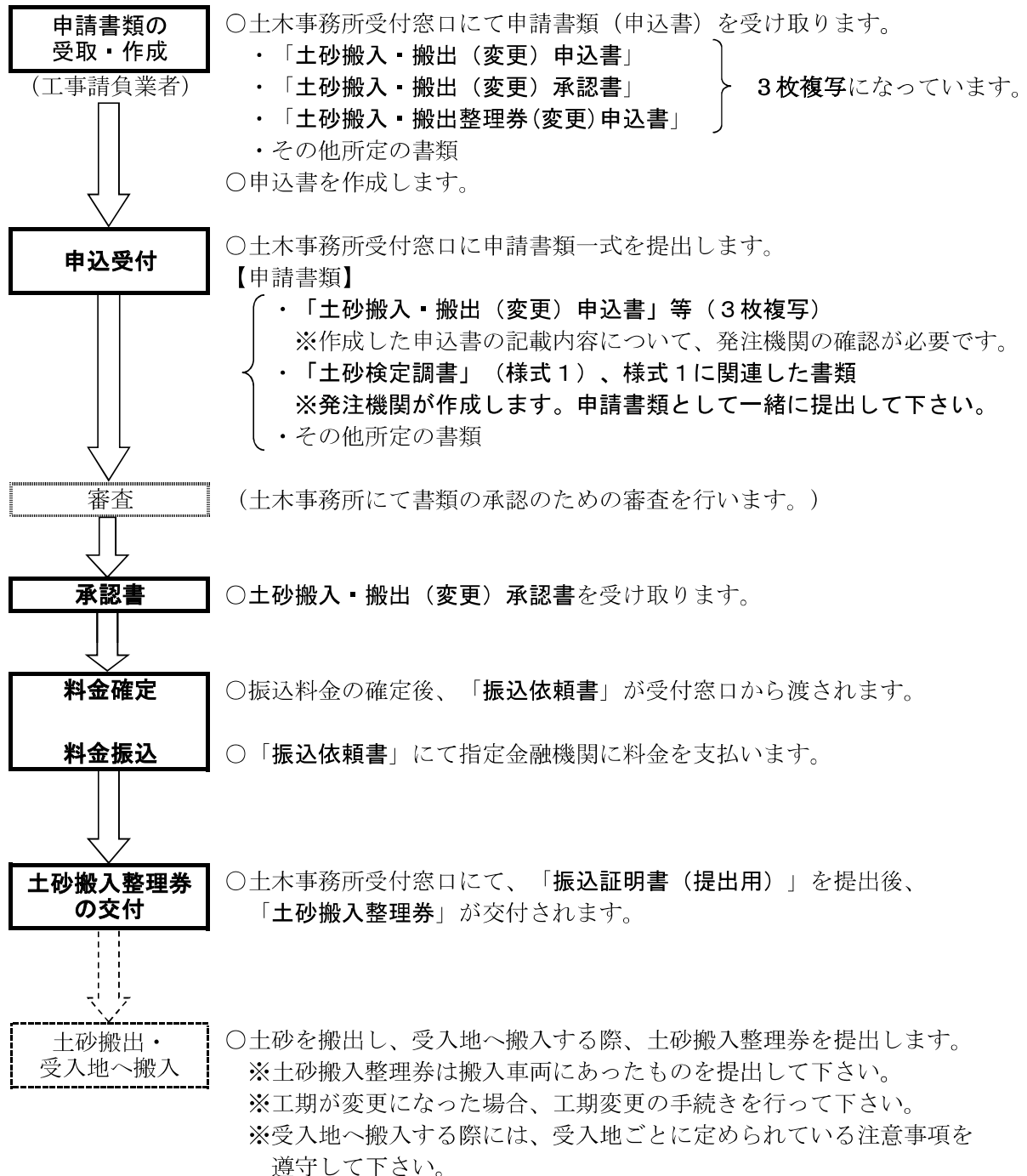
(平成24年3月26日現在)

↓
10t車の平均的荷台容量

$$5.834\text{m}^3 = \text{長さ}5.1\text{m} \times \text{幅}2.2\text{m} \times \text{高さ}0.52\text{m}$$

(4) 「土砂搬入整理券」の申請から交付までの流れについて

次に示す手続きの流れは、公共受入地であって（公財）神奈川県都市整備技術センターが関与している受入地に、建設発生土を搬出する場合の流れを示したものです。



* 楸建設資源広域利用センター(UCR)受入地については、上記手続きと基本的な流れは変わりませんが、申込書の名称、申請書類等に異なる点がありますので、土木(治水)事務所受付窓口にて手続きを確認して下さい。

* 政令市(川崎市)受入地や他の民間受入地については、それぞれ上記手続きと異なりますので、発注機関担当者に確認の上、建設発生土の搬出手続きを行って下さい。

(5) 「県土整備局工事に係る土砂検定基準」について

① 「県土整備局工事に係る土砂検定基準」の概要

「県土整備局工事に係る土砂検定基準」の概要 【H25.4.1改正版】

検定対象となる工事

○ 河川等から土砂搬出する工事

- ※ 河川等とは・・・
- ・ 1級・2級河川、準用河川、普通河川
 - ・ 砂防指定溪流
 - ・ 港湾、沿岸海域
 - ・ 水路等（雨水幹線、都市下水路、幹線農業用水路等）

○ 河川等以外で、1,000m³以上の土砂を搬出する全工事

- ガソリンスタンド、残土置場、産業廃棄物処分場、軍需工場として利用されていた土地
- 過去に、他の土地から搬入した土砂により造成された土地
- 過去に、有害物質を含む廃棄物が不法投棄された土地
- PRTR法に基づく届出事業者のうち、特定有害物質を使用していた事業者の敷地

以上のような土地から土砂を掘削して搬出する工事

※ ただし、土壤汚染対策法に基づく「土壤汚染状況調査」を実施した結果、土壌の特定有害物質による汚染状態に係る基準に適合する場合は、この結果をもって検定試験の対象から除外できます。

土地履歴確認の対象となる工事

- 河川等以外で、1,000m³未満の土砂を搬出する工事
(現道内の工事を除く)

土地使用履歴の調査

- 「有害物質使用特定施設※」に係る工場又は事業場の敷地であった土地から土砂を掘削して搬出する工事

※土壤汚染対策法第3条第1項に規定されている、有害物質を製造、使用または処理をする施設のことをいいます。

検定対象外

検定試験の実施

- 試料採取方法：掘削面積900m²ごとに1箇所（5点混合法）
ただし、河川等から土砂を掘削して搬出する工事は、流下方向に50m毎、横断方向に50m毎に1箇所（5地点まで混合可能）
- 検定項目：溶出量調査26項目、含有量調査 9項目

基準超過項目あり

基準超過項目なし

基準不適合
土砂(汚染土壌)

※ 詳細調査の方法や基準超過土砂の処分方法は、関係環境部局と協議し、適切に処分を行ってください。

基準適合土砂
「土砂搬入・搬出申込書」+「土砂検定調書(様式1)」により搬入承認を申請

指定処分

(5) ②土砂検定調書(様式1)の記入例 《道路維持工事の場合》

工事名:平成〇〇年度 交通安全施設補修工事(県単) 搬出土量:120m³

工事概要:県道の道路区域内における車両用防護柵の設置・撤去

備考:STEP2「土壌汚染のおそれがある土地に係る調査」について、該当していないことを確認済み。

土砂検定調書				平成25年4月版 (様式1)		
神奈川県 〇〇土木事務所長 殿				平成〇〇年 〇月 〇〇日		
発注機関	神奈川県 〇〇土木事務所 道路維持課 交通安全施設班					
工事件名	平成〇〇年度 交通安全施設整備工事(県単)					
工事箇所	〇〇市〇〇2丁目 地内					
工事契約年月日	平成〇〇年〇月〇〇日	搬出予定期間	平成〇〇年〇月〇〇日			
			~ 平成〇〇年〇月〇〇日			
区分	調査事項				備考	
STEP1	受入地名	〇〇市〇〇 受入地		土量	120 m ³	
	土質	<input type="checkbox"/> 粘性土 <input checked="" type="checkbox"/> 砂質土 <input type="checkbox"/> 礫質土 <input type="checkbox"/> 改良土 土壌汚染対策法 <input type="checkbox"/> 法に基づく土壌汚染状況調査の結果、基準に適合することを確認した				
STEP2	「その他土壌汚染のおそれがある土地」に係る調査				STEP2へ	
	<input type="checkbox"/> 該当あり <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし				STEP7へ STEP3へ	
STEP3	「河川等」から土砂を掘削して搬出する工事の判別				STEP4へ	
	<input checked="" type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事でない <input type="checkbox"/> 河川等の除外規定に該当する工事である <input type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事である				STEP7へ	
STEP4	1,000m ³ 以上の土砂を掘削して搬出する工事の判別				STEP5へ	
	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000m ³ 以上土砂搬出する工事でない <input type="checkbox"/> 1,000m ³ 以上土砂搬出する工事である				STEP7へ	
STEP5	土地履歴調査の対象かどうかの判別				STEP5(ア)へ	
	<input type="checkbox"/> 対象である <input type="checkbox"/> 河川等の除外規定に該当する <input checked="" type="checkbox"/> 現道内工事かつ搬出土量1,000m ³ 未満のため、「対象でない」 <input checked="" type="checkbox"/> 添付資料(必須):工事箇所の位置図				土壌汚染のおそれなし	
	(ア)	調査対象地の所在地 (調査対象地の所在地を地番まで記入して下さい) 特定事業場名簿等DBIによる土地履歴調査 添付資料(STEP5を実施した場合は必須です。)			工事箇所の位置図(住宅地図等に掘削予定箇所を記入し、現道内工事であることが分かるもの。)を必ず添付してください。	
STEP6	(イ)	STEP5で検索された特定事業場名		別添「検索結果一覧」シート 参照		
	(ウ)	STEP5で検索された特定事業場の所在地		別添「検索結果一覧(合計)」シート 参照		
	①	現在の地図による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	地図上に、(ア)と(ウ)の位置を記入して添付すること		
	②	登記簿による調査	<input type="checkbox"/> 土地登記簿 <input type="checkbox"/> 法人登記簿	(ア)が(ウ)に所有されていた履歴 <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し (イ)が(ア)を所有していた履歴 <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し		
	③	過去の航空写真による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	航空写真提供機関名称	撮影年月日	
	④	過去の住宅地図等による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	参照地図名	地図調製年月日	
	⑤	聞取りによる確認	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	聞取り対象者名		
	調査結果		(①で「該当箇所あり・不明」と判定された場合、②~⑤をいずれか一つ以上調査すること)		<input type="checkbox"/> 「該当箇所あり・不明」 STEP7へ <input type="checkbox"/> 「該当箇所なし」 土壌汚染のおそれなし	
	STEP7	調査対象物質	溶出量基準:全26項目 含有量基準:全9項目 その他[]			
		試料採取日	平成 年 月 日	調査実施日	平成 年 月 日	
調査対象面積		m ²	検定試験を行う検体の数量	検体		
調査機関名						
添付資料(すべて必須です。)		<input type="checkbox"/> 調査対象地の位置図 <input type="checkbox"/> 調査対象面積及び区画図 <input type="checkbox"/> 検定試験結果証明書(様式2) <input type="checkbox"/> 写真				
調査結果	<input type="checkbox"/> 基準超過項目あり <input type="checkbox"/> 基準超過項目なし					
調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 土壌汚染の調査等(STEP1~6) <input type="checkbox"/> 検定試験の実施(STEP7)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 土壌汚染のおそれなし →「基準適合土砂」(搬入申し込み可能) <input type="checkbox"/> 基準超過項目あり →「基準不適合土砂」(搬入申し込み不可) <input type="checkbox"/> 基準超過項目なし →「基準適合土砂」(搬入申し込み可)					
上記の記載事項について、確認しました。						
区分	発注機関	所属	職・氏名	電話番号		
確認者(☆注)	〇〇土木事務所	道路維持課	課長 〇〇 〇〇	印 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
確認者(工事監督員)	〇〇土木事務所	道路維持課交通安全施設班	技師 〇〇 〇〇	印 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
☆注 発注機関確認者は、工事主管課長または統括者です。						

本様式(様式1)の電子データは、神奈川県ホームページ「公共建設発生土の土壌汚染対策」
 《URL》 <http://www.prof.kanagawa.jp/cnt/f4330/p309211.html> から入手できます。

(5) ③「**県土整備局工事に係る土砂検定基準**」に規定する検定試験に関する特記仕様書
(参考)

第1条 (適用範囲)

本特記仕様書は、当該工事(業務)である平成○○年度□□工事(△△委託)で実施する検定試験に適用され、必要な事項について定めるものである。

第2条 (検定試験)

検定試験とは、「**県土整備局工事に係る土砂検定基準**」に規定する土壌汚染に係る調査をいう。

第3条 (調査対象等)

受注者は、下記の事項を監督員(調査職員)に確認してから試料採取を行うこと。

- (1) 調査対象の位置及び範囲
- (2) 調査対象面積
- (3) 試料採取位置と検体の作成方法
- (3) 調査対象物質

第4条 (調査方法)

検定試験は、原則として、以下の方法により実施すること。

■ **河川等において土砂を掘削して搬出する工事**

(1) 試料採取位置の選点

- 図Aを参考に、**流下方向に5.0m毎、横断方向に5.0m毎に1箇所**となるよう**単位区画を設定し、その中央に試料採取位置を選点する。**

○ 試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。(詳細調査を実施する場合の参考とするため。)

- 上記の方法により難い場合は、搬出土量900㎡毎に1試料を採取する。

(2) 試料採取と検体の作成

- 上記(1)で選点した試料採取位置において、表層(地表から深さ5cm)及び深さ5～50cmの土壌をそれぞれ分けて均等に採取し、等量(重量)ずつ混合して**それぞれの区画**(例:図Aの場合、No.1L～No.5L及びNo.1R～No.5Rの10区画)を代表する試料とする。

- **検定試験は、それぞれの区画を代表する試料を1検体として実施する。**

- 各区画で採取した試料を、**5地点分まで均等に混合して1検体とすることができる。**

(例)図Aの場合、No.1L～No.5Lを混合→検体L、No.1R～No.5Rを混合→検体R

(3) 写真撮影 (写真撮影例) 参照

- 試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。

- 各試料採取地点を写真撮影すること。(採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)

(4) 検定機関

検定試験は、以下に該当する機関が実施すること。

- 公共機関
- 土壌汚染対策法第3条第1項の規定に基づく指定調査機関
- 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録を受けた事業者

(5) 検定試験

上記(2)で作成した検体について、溶出量調査については平成15年環境省告示18号に定める方法で、含有量調査については平成15年環境省告示第19号に定める方法で調査してください。試験項目や基準値は、別表1、別表2のとおりとする。

(6) 報告書作成

- 報告書の項目は、以下のとおりとする。
 - 1) 調査対象地の位置図
 - 2) 調査対象面積及び区画面
 - 3) 検定試験結果証明書(様式2)
 - 4) 写真
- 「検定試験結果証明書」(様式2)の「可否」欄について、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合には「否」を記入すること。
- 報告書は、一部提出すること。
- (7) その他
 - 検定試験の結果について、必ず「**検定試験結果証明書**」(様式2)を用いて報告すること。
 - 検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

■ **河川等以外において土砂を掘削して搬出する工事**

(1) 試料採取位置の選点

ア) 図Bを参考に、**掘削面積900㎡毎に単位区画を設定して、5箇所の試料採取位置を均等に選点する。**

また、試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。(詳細調査を実施する場合の参考とするため。)

- イ) 下記①、②に該当する工事など、**土壌に汚染をもたらす有害物質の使用施設、保管施設の場所等、使用状況を明確に把握できる場合は、「土壌汚染のおそれの区分の分類」に応じて単位区画を設定し、試料採取位置を選点することができる。**

詳細は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(環境省水・大気環境局 土壌環境課) 第2章 2.3「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握」及び2.4「試料採取等を行う区画の選定」を参考に、監督員(調査職員)と協議すること。

- ① 下水処理場、清掃工場、衛生試験場、研究施設等の公共施設内での工事
- ② 調査時点で当該事業場が操業中であるなど、土壌汚染をもたらす有害物質の使用状況を確保できる資料や正確な情報を得られる間取り対象者がいる場合

■ 「土壌汚染のおそれの区分の種類」と「単位区画の設定頻度」

番 号	土壌汚染のおそれの区分	単位区画の設定	試料採取、検体作成の頻度
1	土壌汚染が存在するおそれが 比較的多いと認められる土地 (2又は3以外の土地)	100 m ² 毎	単位区画毎に試料採取し、検体 を作成する。
2	おそれが 少ないと認められる土地	900 m ² 毎	単位区画毎に5箇所で試料採取 し、検体を作成する。 (5地点均等混合法)
3	おそれが ないと認められる土地	設定しない	試料採取しない

ウ) 上記ア)、イ) により難い場合は、搬出量900 m²毎に1 試料を採取する。

(2) 試料採取と検体の作成

- 上記(1)で選定した試料採取位置において、表層(地表から深さ5cm)及び深さ5～50cmの土壌をそれぞれ採取して均等(重量)に混合し、**当該地点の試料**とする。
- さらに、単位区画毎に各試料を均等に混合し、**それぞれの区画を代表する検体とする(5地点均等混合法)**。

(例) 図Bの場合、「単位区画a」No.1～No.5の試料を混合→検体a、「単位区画b」No.1'～No.5'の試料を混合→検体b

- 地表面がコンクリートやアスファルト等で被覆されている場合やアスファルト等の下に砕石や砂利がある場合には、それらを除いた土壌表面を基準に採取深度を設定する。
- **検定試験は、それぞれの区画を代表する検体毎に行う。**

(3) 写真撮影

- 試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
- 各試料採取地点を写真撮影すること。(採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)
- 各試料採取後、各単位区画の中央の地点に5点分の試料をまとめ、写真撮影すること。

- (4) 検定機関 「河川等において土砂を掘削して搬出する工事」(4)と同じ
- (5) 検定試験 " (5)と同じ
- (6) 報告書作成 " (6)と同じ
- (7) その他

- 検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」(様式2)を用いて報告すること。
- 検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

第5条(その他)

この特記様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員(調査職員)と協議するものとする。

図 A

※ 偏らないよう採取地点(No.1R～No.5R及びNo.1L～No.5L)を決定する。

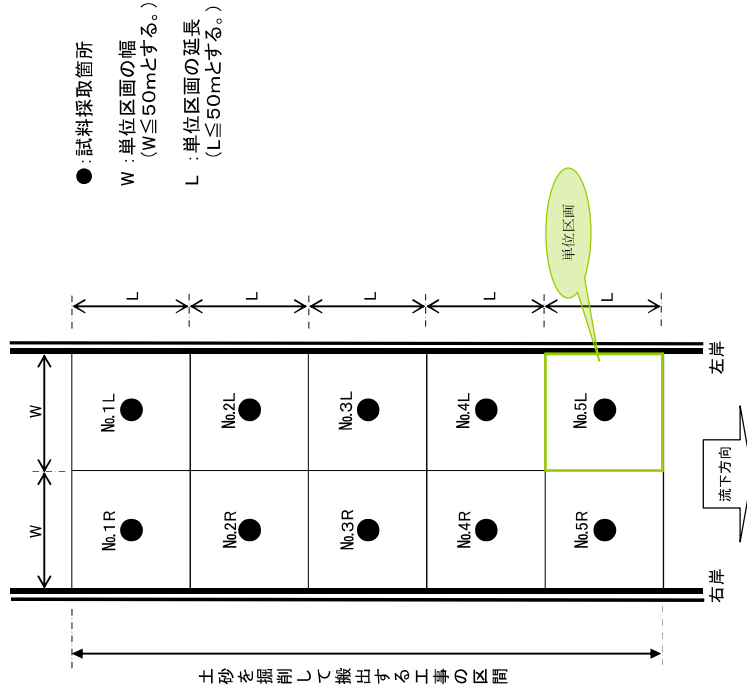
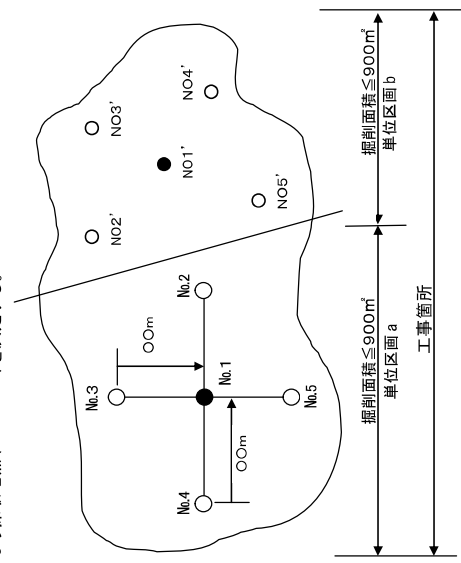
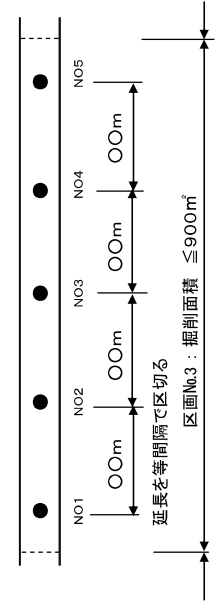


図 B

(面的な整備の工事の場合)
 ※ 偏らないよう採取地点 (No.1~No.5) を決定する。

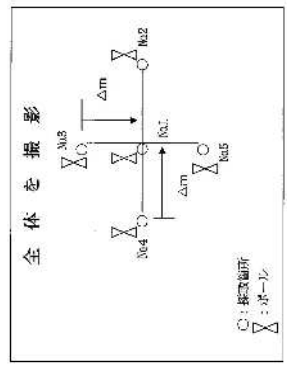


(延長が長い工事の場合)

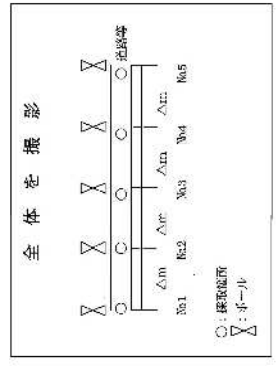


写真撮影例 (図 B の場合)

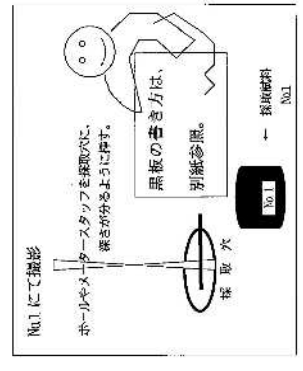
(1) 現場が広い場合
 No.1~No.5にポールを立て、全体を撮影する。
 1枚で写真が納まらない場合には、分割可とする。



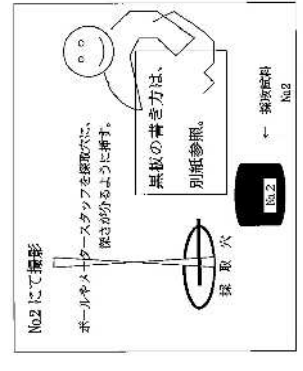
(2) 延長が長い場合
 No.1~No.5にポールを立て、全体を撮影する。
 1枚で写真が納まらない場合には、分割可とする。



(3) 各試料採取箇所にて撮影する。
 草が繁茂している場合は、採取穴が確認できるように草を刈ること。



(4) No.1と同様に撮影



別表1 【溶出量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合は、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表5の第1又は第2に掲げる方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1に定める方法を除く）
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	水質環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀にあつては水質環境基準告示付表1に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表3に掲げる方法

項 目	基 準	測 定 方 法
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	水質環境基準告示付表4に掲げる方法
1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	規格K0102の54に定める方法
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること	規格K0102の61に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表3に掲げる方法
有機りん化合物（パラチオン、メチルメトロン、メチルジメトロン）及びEPNに限る）	検液中に検出されないこと	排出基準検定告示付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルメトロンにあつては、排出基準検定告示付表2に掲げる方法）

別表2 【含有量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	土壌 1 kgにつきカドミウム150mg以下であること	日本工業規格K0102（以下「規格」という）55に定める方法（準備操作にあっては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	土壌 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	土壌 1 kgにつき遊離シアン50mg以下であること	規格38に定める方法（規格38.1に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下であること	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること	規格54に定める方法（準備操作にあっては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
砒素及びその化合物	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること 農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること	規格61に定める方法
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kgにつきふっ素4000mg以下であること	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c） （注（6）第3文を除く。）に定める方法及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素及びその化合物	土壌 1 kgにつきほう素4000mg以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき銅125mg未満であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法

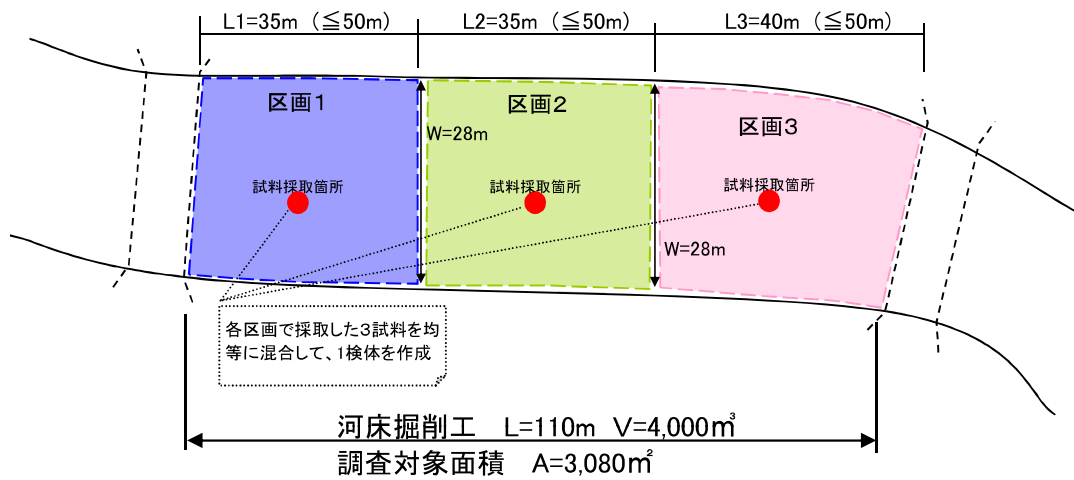
(5) ④報告書の作成例

報告書の作成例 (河川工事の場合)

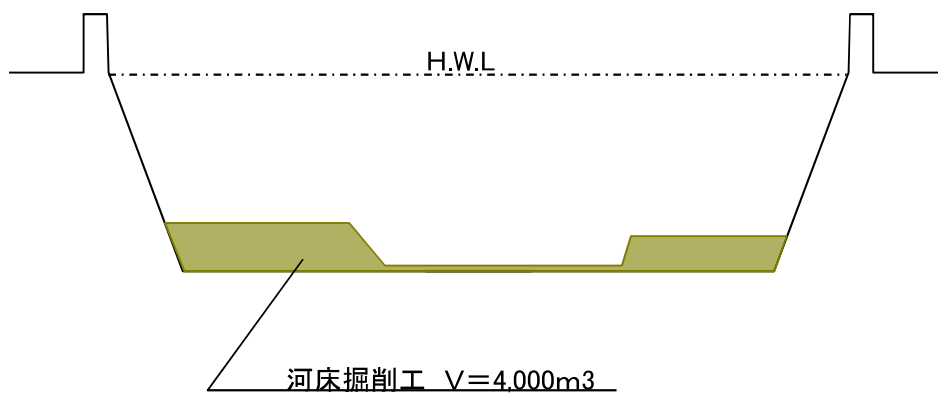
1 調査対象地の位置図 (省略)

○ 調査対象面積 $A = (35\text{m} + 35\text{m} + 40\text{m}) \times 28\text{m} = 3,080\text{m}^2$

区画図



標準断面図



平成〇〇年〇〇月〇〇日

検定試験 結果証明書

〇〇建設株式会社 様

分析機関名 〇〇環境分析株式会社
 代表者 神奈川 太郎 印
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 計量証明事業者の登録番 第01A23456B
 環境計量士 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成15年環境省告示第18号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果を以下のとおり証明します。

検体番号 (N.01) 検体の総数 (1)

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3,1.5,4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04以下	合	シス体 JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.2 トランス体 JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.1
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.2
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3,1.5,4.1又は5.5
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005	1以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3,1.5,4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3,1.5,4.1又は5.5
トリクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.03以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3,1.5,4.1又は5.5
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1,5.2又は5.3.2
クロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.002以下	合	平成9年 環告第10号 付表
ガドミウム及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 55
六価クロム化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.05以下	合	JIS K 0102 65.2
シアン化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	JIS K 0102 38(38.1.1に定める方法を除く)
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	合	昭和46年 環告第59号 付表1
アルキル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年環告第59号付表2及び昭和49年環告第64号付表3
セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 67.2,67.3又は67.4
鉛及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	合	JIS K 0102 54
砒素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.2	0.2	0.8以下	合	JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1c(注⑥第3文を除く)及び昭和46年環告第59号付表6
ほう素及びその化合物	mg/l	0.2未満	0.2	1以下	合	JIS K 0102 47.1,47.3又は47.4
シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2
チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	昭和46年 環告第59号 付表4
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号 付表3
有機りん化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	昭和49年環告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外(メチルシメチンは、昭和49年環告第64号付表2)
ガドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 55
六価クロム化合物	mg/kg	5未満	5	250以下	合	JIS K 0102 65.2
シアン化合物	mg/kg	2未満	2	50以下(遊離シアン)	合	JIS K 0102 38(38.1の方法を除く)
水銀及びその化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	15以下	合	昭和46年 環告第59号 付表1
セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 67.2,67.3又は67.4
鉛及びその化合物	mg/kg	10	5	150以下	合	JIS K 0102 54
砒素及びその化合物	mg/kg	5未満	5	150以下	合	JIS K 0102 61
ふっ素及びその化合物	mg/kg	100未満	100	4,000以下	合	JIS K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1c(注⑥第3文を除く)及び昭和46年環告第59号付表6
ほう素及びその化合物	mg/kg	50未満	50	4,000以下	合	JIS K 0102 47.1,47.3又は47.4
※以下の2項目は、搬出先が農地(田に限る)の場合のみ記載						
銅	mg/kg	—	—	125以下	—	昭和47年 総理府令第66号(農用地(田に限る))
砒素及びその化合物	mg/kg	—	—	15以下	—	昭和50年 総理府令第31号(農用地(田に限る))
検体の性状	形状	粉体状	色相	茶褐色	臭気	無臭
備考	発生場所	〇〇市神奈川7丁目 地先		工事名	平成〇〇年度 河川改修工事(県単)	
	請負業社名	〇〇建設株式会社		工期	平成〇〇年度 〇月〇日 ~ 〇月〇日	

※「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。

本様式(様式2)の電子データは、神奈川県ホームページ「公共建設発生土の土壤汚染対策」
 <URL><http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4330/p309211.html> から入手できます。

土砂条例の仕組み

どうして規制？ 土砂条例

土砂条例は、土砂の埋立行為等について、その適正処理等を促進することを目的として平成11年3月に成立し、土砂の埋立げ等の是正・抑止に役立っています。

谷戸への土砂の埋立げ▶▶



搬出

Check 1 届出が必要な土砂埋立行為とは？

建設工事又はストックヤード*の区域から500㎡以上の土砂を搬出する場合は、知事への届出が必要です。

届出

Check 2 何を「届出」するのか？

条例・規則に定める事項を記載した所定の「処理計画書」の届出が必要になります。

Check 3 届出は「いつ」「誰が」しなければならないか？

- ・一般の建設工事の場合は、請負者が届出者となります。
- ・この場合、土砂搬出が始まる20日前までに届出することが必要です。
- ・土砂のストックヤードの場合は、土砂埋立行為者が届出者となります。
- ・この場合、月間の土砂搬出量を前月の20日までに届出することが必要です。

届出の届出には、
処理計画が
必要なんだね!!!



土砂埋立行為

Check 1 許可が必要となる土砂埋立行為とは何か？

2,000㎡以上の埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行う場合は、知事の許可*が必要
です。

*市町村によっては2,000㎡未満でも許可が必要な場合もありますので、詳しくは土木（治水）事務所（センター）又は市町村の窓口にお問い合わせください。

Check 2 申請に当たり、必要となることは何か？

許可申請者は、申請前に次のことを行う必要があります。

- ① 計画する土砂埋立行為等（土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置）の内容・方法・施設等を条例、施行規則・審査基準に適合させること。
- ② 土砂埋立行為等について土地所有者全員の同意を得ること。
- ③ 周辺住民等への事前説明会を開催すること。

Check 3 許可に関する審査はどのように行われるのか？

申請のあった土砂埋立行為等や盛土した後の土地の形状が条例等に定める許可の基準に適合しているかどうか等について、審査されます。これらが、条例等に定める基準に適合すると認めるときであれば許可されませんので、計画に当たっては、十分な検討が必要で



Try

次のような違法行為は、根絶しましょう。

- ・土砂の埋立げ
- ・「処理計画書」の作成・届出 なき土砂の搬出
- ・「許可」なき土砂埋立行為

Check 4 土地所有者の同意は、「何を」・「どのように」得る必要があるのか？

計画する土砂埋立行為等の内容について説明し、規則所定の様式により書面で同意を得ることが必要です。

Check 5 周辺住民等への説明会は、どのように開催するのか？

説明会の開催に当たっては、留意事項及び主な周知事項は、次のとおりです。

開催時期……申請の前日まで

説明会の対象者…土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50m以内の土地若しくは建物の所有者又は当該建物に居住する者

説明会開催の……説明会の日時や場所について周辺住民等の利便を十分に考慮し、あらかじめ周知方法 次の方法などにより適切に行う必要があります。

【土地建物の所有者への周知】

⇒ 例えば、公図と登記事項を閲覧確認し、案内の投函・郵送で周知

【居住者への周知】

⇒ 例えば、ポストへの投函により周知

説明事項……許可申請事項その他土砂埋立行為等に関する事項について

説明が必要

埋立許可までに、
やるべきことが
たくさんあるね!!!



「許可」って何？

「許可」とは、「本来誰でも享受できる個人の自由を、公共の福祉の観点からあらかじめ一般的に禁止しておき、個別の申請に基づいて禁止を解除する行為」と解釈されています。このことから「許可対象となる行為」には「許可を要して行う」必要がありません。

「処理計画書」って何？

土砂搬出工事の名称、数量、期間、搬出先などを記載した計画書のことです。

「ストックヤード」って何？

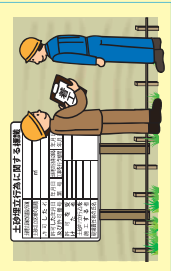
建設工事により発生する土砂を仮置きするために設置する場所のことです。



実務のポイント～土砂条例!!! (土砂埋立行為実施の手順)

1 着手届・標識の掲示

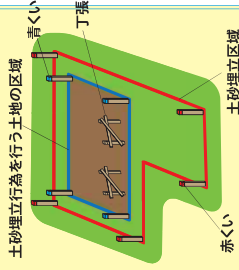
- 着手日の前日までに着手届を提出します。
- 着手日までに標識を掲示し、**2**を実施します。



2 くい・丁張の実施

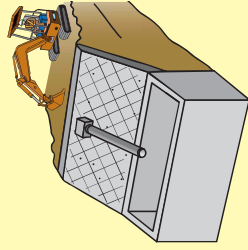
許可図面に従い、次のとおり実施します。

- ・土砂埋立区域を示す赤くいの設置
- ・土砂埋立行為を行う土地の区域を示す青くいの設置
- ・盛土高及び勾配を示す丁張の設置



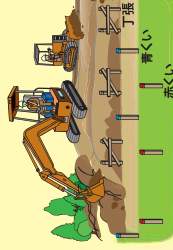
3 準備工事 (擁壁・調整池等) の実施

土砂の崩壊等を防止するために必要な擁壁・調整池等の設置を**4**の実施前に準備工事として実施します。



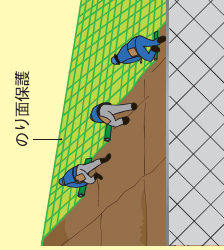
4 盛土工事の実施

2の青くい・丁張に従い許可内容に基づき適正に土砂埋立行為(盛土)を実施します。



5 のり面保護等の実施

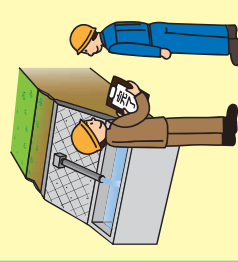
4の実施後、土砂の崩壊等を防止するために必要なのり面保護等を実施します。



6

完了(廃止)届の実施

工事の完了(廃止)が適正になされていることを確認し、完了(廃止)の日から20日以内にその旨の届出を実施します。



手順を守って
しつかり
適正処理!!!

土地所有者の
責任も重いんだね!!!

土砂埋立行為中の土地所有者の義務とは?

少なくとも3月に1回の施工状況確認・許可の内容と明らかに異なる場合の報告・災害発生等通報の義務があります。

1～6 定期報告の実施

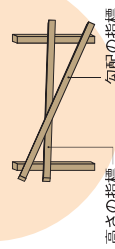
1～**6**の期間中3月間ごとに、搬入した土砂の数量等所定の事項を県に定期報告します。

標識とは?

土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、氏名等の事項を記した掲示板

ちようはり丁張とは?

土砂の盛土切土を完成させるのに用いる高さ・勾配の指標



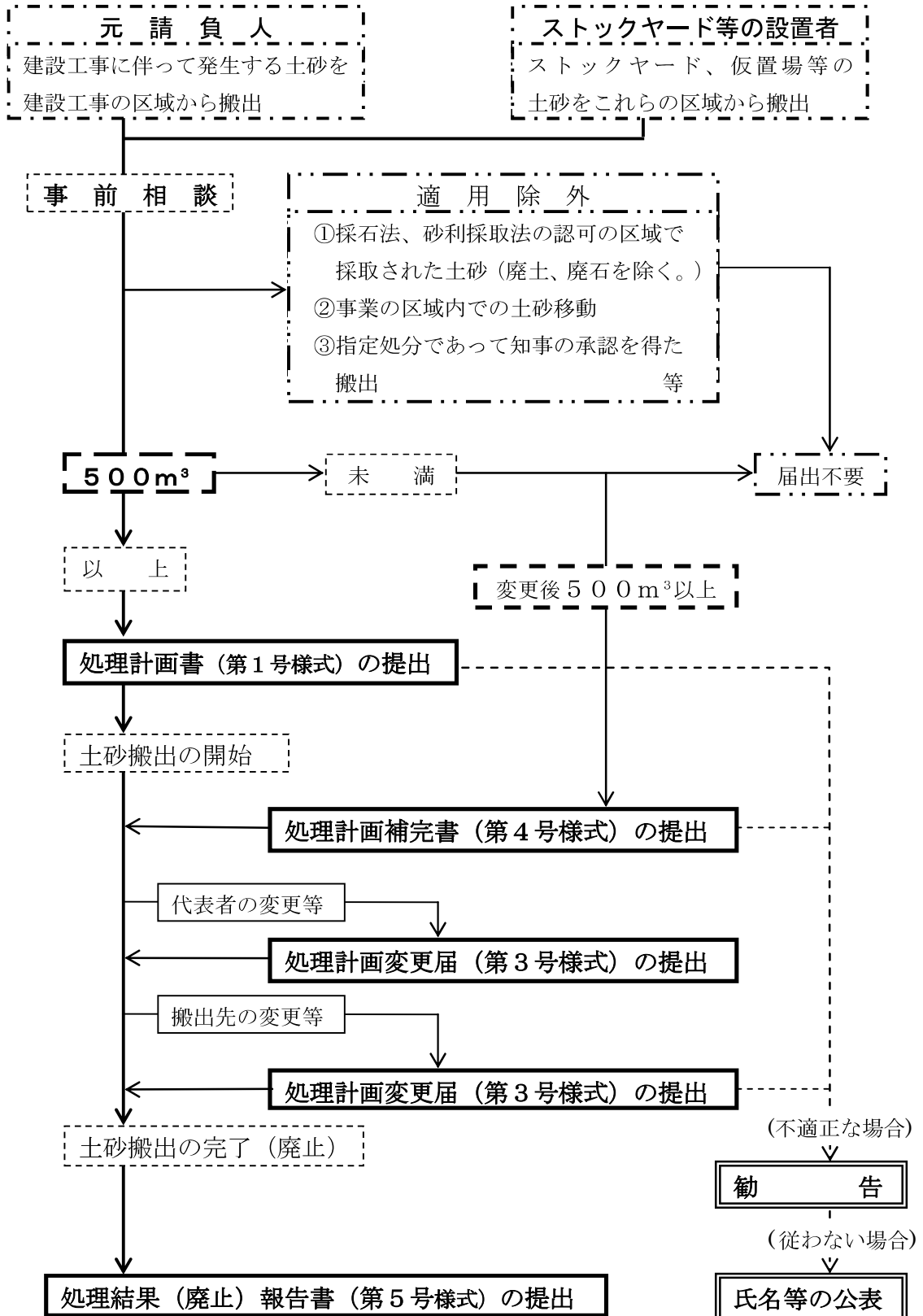
着手届とは?

着手予定年月日・工事責任者の氏名等を記した様式の届出

くいとは?

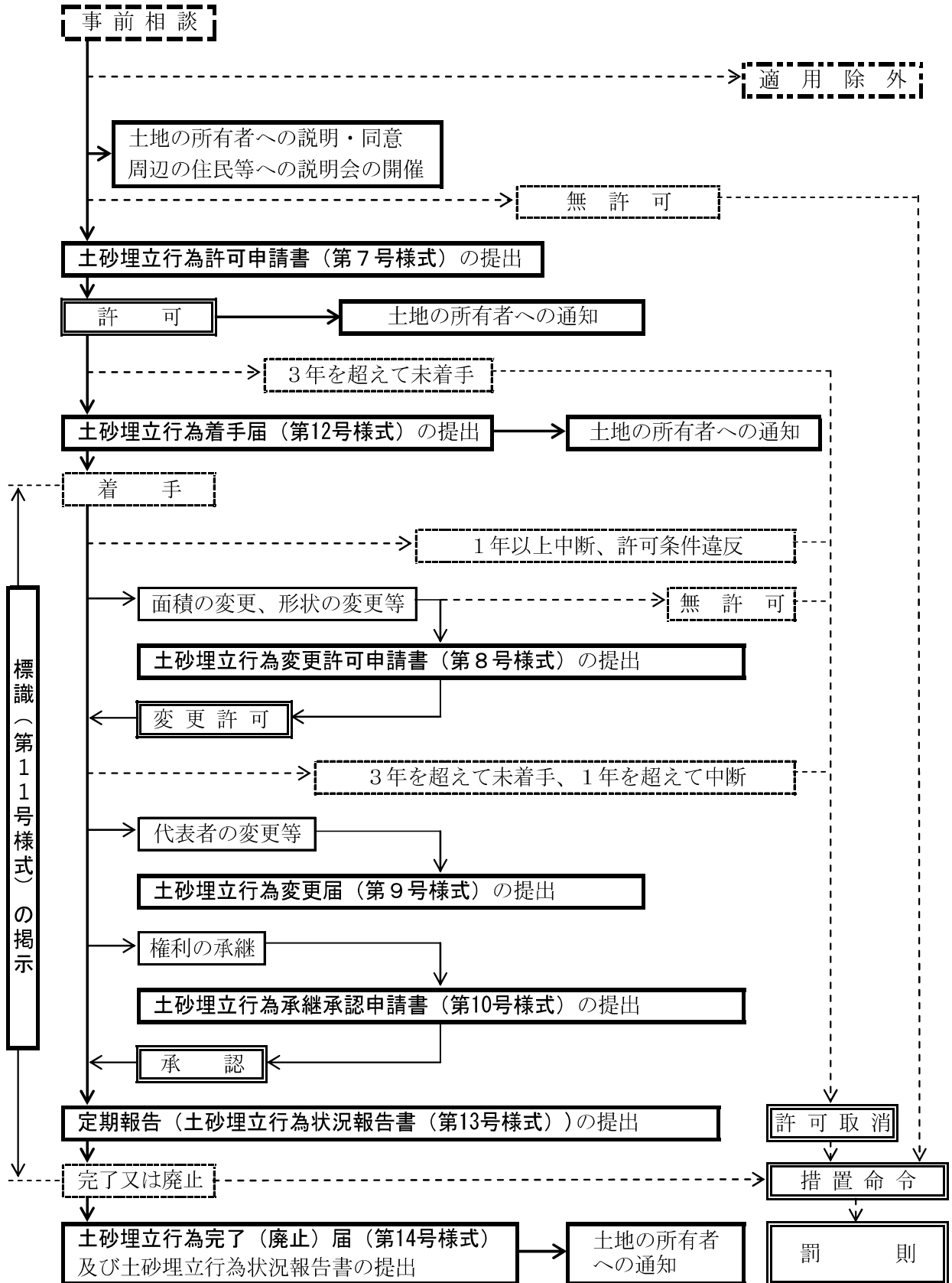
埋立区域等の範囲・境界を示す指標

土砂の搬出 手続の流れ



※ 届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合には、罰則が適用されます。

土砂埋立行為許可手続の流れ



〈問い合わせ及び書類提出先〉（土砂条例）

問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町 1-56-5 Tel 046-853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 Tel 0463-22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鶴沼石上 2-7-1 Tel 0466-26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町 2-28 Tel 046-223-1711	厚木市 愛川町 清川村
厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町 1-11-3 Tel 0467-79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市
厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野 937-2 Tel 042-784-1111	相模原市
県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 Tel 0465-83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町 5-2-58 Tel 0465-34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野 2-12-20 Tel 045-411-2500	横浜市
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田 4-25-1 Tel 044-932-7211	川崎市
建設リサイクル課 建設リサイクルグループ	〒231-0023 横浜市中区山下町 32 神奈川県横浜合同庁舎 3階 Tel 045-285-3203	条例全般についての問い合わせ

注) 名越隧道、相模川及び酒匂川の区域については、所管が異なる場合がありますので、詳しくは各土木・治水事務所（センター）へお問い合わせください。

秦野市、伊勢原市、南足柄市、相模原市の区域では、2,000 平方メートル以上の土砂埋立行為許可は市の条例が適用されますので、それぞれの市にお問い合わせください。

※ 建設リサイクル課ホームページ : <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/>

○ 様式一覧

マニキュアルページ	様式名	根拠等
1-2	工程表	工事執行規則<第1号様式>
1-19	設計図書等との不一致等の確認について	公共工事標準請負契約約款<第12号様式>
1-21	建設業退職金共済証紙納入状況報告書	建設業退職金共済制度の普及徹底について(通知)<様式2号>
1-25	現場代理人設置(変更)届	工事執行規則<第3号様式>
1-26	主任技術者設置(変更)届	工事執行規則<第4号様式>
1-27	経歴書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>
1-28	前払金請求書	財務規則運用<第71号様式>
2-3	工事打合簿	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>
2-7	コンクリート塊等搬入(変更)証明書	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領<第8号様式>
2-8	コンクリート塊等搬入完了報告書	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領<第9号様式>
2-9	建設リサイクル資材利用(変更)計画書	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領<第10号様式>
2-10	建設リサイクル資材利用報告書	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領<第11号様式>
2-11	建設発生木材等搬入(変更)証明書	建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領<第10号様式>
2-12	建設発生木材等搬入完了報告書	建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領<第11号様式>
2-13	建設発生土のお知らせ	建設発生土の搬出先への情報提供について(通知)<様式3>
2-18	工事材料検査申請書	工事執行規則<第5号様式>
2-19	材料検査(確認)願	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>
2-24	段階確認書	土木工事共通仕様書
2-34	確認・立会願	土木工事共通仕様書
2-38	フェイゼルの排ガス規制に伴う運行状況確認票	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
4-4	工期の延長について	公共工事標準請負契約約款<第15号様式>
4-5	工事履行報告書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>
4-8	工事週間工程表	土木工事書類作成マニュアル
6-2	支給材料(貸与品)受領書(借用書)	公共工事標準請負契約約款<第10号様式>
6-3	支給材料(貸与品)返納書	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>
6-4	現場発生品調査	土木工事共通仕様書
7-4	工事完成届	工事執行規則<第6号様式>
7-5	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第20号様式>
7-6	建設業退職金共済関係提出書	建設業退職金共済制度の普及徹底について(通知)<様式1号>
7-8	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	建設業退職金共済制度の普及徹底について(通知)<様式3号>
7-11	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>
7-12	出来高払請求書	財務規則の運用<第72号様式>
8-2	確認請求書	中間前払金の実施について(通知)<別紙1>
8-3	確認調査	財務規則の運用<第70号様式>
9-1	工事的物の使用について(協議)	公共工事標準請負契約約款<第21号様式>
9-2	工事的物の使用について(同意)	公共工事標準請負契約約款<第21号様式の2>
添2-14	施工体制台帳(作成例)	土木工事共通仕様書
添2-15	再下請負通知書(作成例)	土木工事共通仕様書
添2-16	施工体系図(作成例)	土木工事共通仕様書
添2-17	工事担当技術者台帳(作成例)	土木工事共通仕様書

※ 上記様式については、神奈川県ホームページ(神奈川県公共工事における土木工事書類作成マニュアルについて)に掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f490113/p12755.html>